



# 感染症と生物多様性

～国際条約から国内の制度まで概観する～

～今後の社会のあり方を考える～



1周年記念&勉強会  
プレゼンター: 草刈秀紀

# 感染症とは？

3つの感染症：

- ①ヒトの感染症
- ②人獣共通感染症
- ③野生生物感染症

# 感染症とは？

**動物**の体内に、他の**生命体**（寄生体・病原体）が侵入して増殖すること（感染）。  
感染・増殖することによって動物の細胞、組織が傷害されること。



**COVID-19  
RESPONSE**

## ● 感染症の特徴 **伝染する**

麻布大学学園祭、イエネコ問題を考えるシンポジウム：放し飼い猫における感染症リスク  
(宇根有美：岡山理科大学獣医学部) スライドより複写 3

# どのように感染するのか

## 病原体の侵入経路

- |            |           |
|------------|-----------|
| ① 経気道感染    | 飛沫、空気     |
| ② 経口感染     | 飲食、飲水     |
| ③ 経皮感染     | 接触、咬傷、吸血  |
| ④ 経胎盤感染    | 垂直感染の一つ   |
| ⑤ 血液感染(交差) | 医療行為、外傷など |

直接的接触、**間接的接触**

昆虫媒介性の感染症（吸血昆虫が重要）



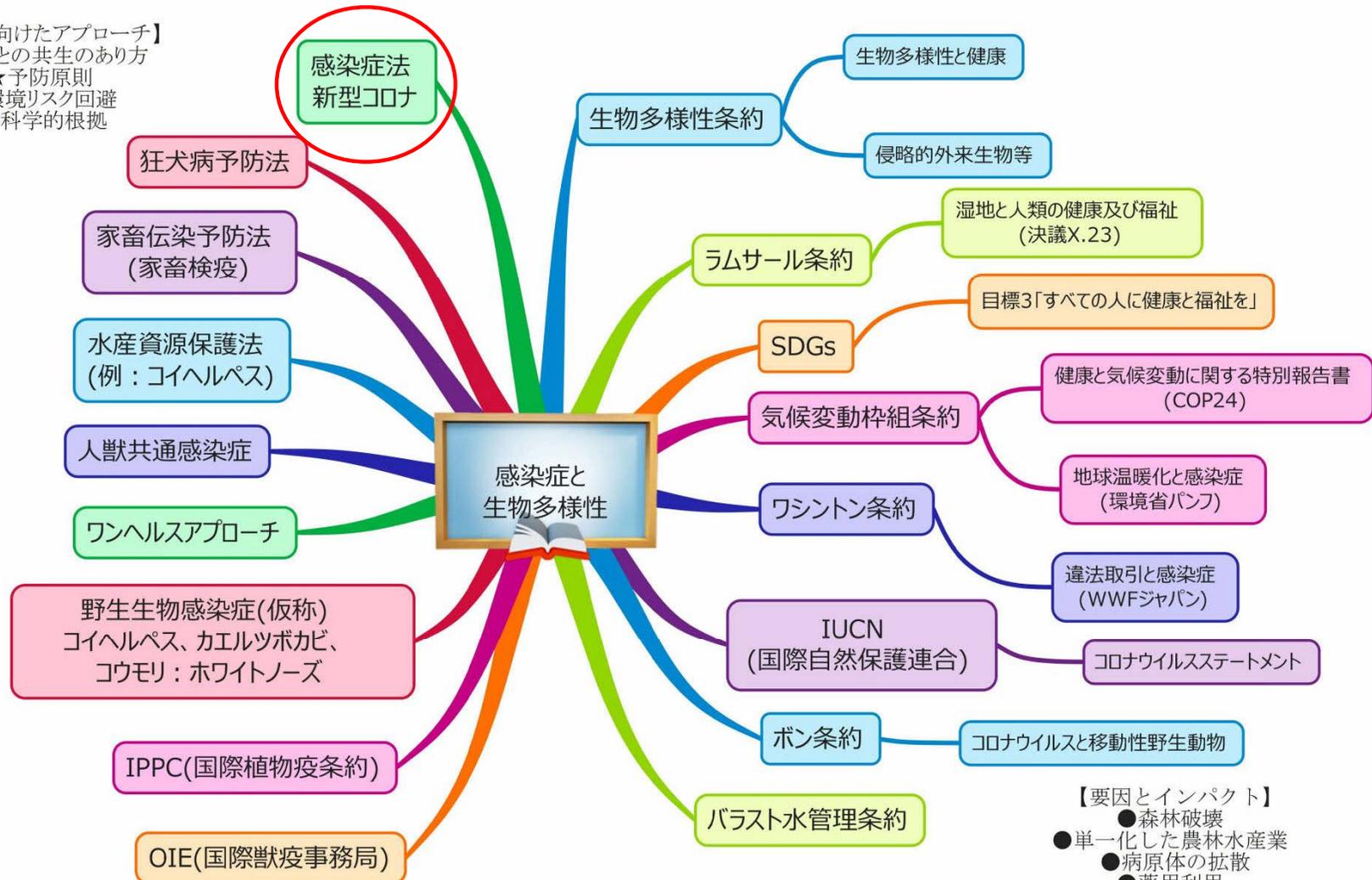
# マインドマップの趣旨

# マインドマップ作成の趣旨

1. 感染症（新型コロナウイルス）のパンデミックが地球環境全体を揺るがす大問題となっていること。
2. 爆発的な人口増加と経済優先の政策から大規模な森林開発が進んでおり、人と動物、更には微生物と生態系に異変が生じ、地域感染症が瞬く間に世界に拡散していること。
3. 感染症の感染源となる動物が多くの場合、野生動物であり、生態系と密接に関連している特徴があること。
4. 感染症と生態系や生物多様性の在り方を検討して次世代に引き継ぐ為にグローバルな目線で外観する必要があること。
5. 様々な国際条約や国際的な組織が感染症問題や健康問題の指摘をしていること。
6. 日本国内でも様々な法制度や施策がこれから展開されると想定される。
7. 生物多様性国家戦略でもグローバルな目線で、野生生物だけに起こる感染症も含めて、地球環境のパラダイムシフトへ発展することが必要であること。

★感染症と生物多様性について、国際条約から国内の法制度まで概観し時計回りに、解説する。

【改善に向けたアプローチ】  
 ★自然との共生のあり方  
 ★予防原則  
 ★環境リスク回避  
 ★科学的根拠



- 【要因とインパクト】
- 森林破壊
  - 単一化した農林水産業
  - 病原体の拡散
  - 薬用利用
  - ジビエ (ブッシュミート)
  - 農林水産業への影響



# 生物多樣性條約

# 生物多様性条約では 1/4

## 生物多様性条約締約国会議「生物多様性と人の健康」について議論

環境省：2016年3月発表「生物多様性及び生態系サービスの総合評価(JB02)」『自然とのふれあいは健康の維持増進に有用。精神的・身体的に正の影響を与える』  
課題『私たちの健康増進のため生態系サービスを賢く利用するため、生物多様性が私たちの健康に貢献することを分かりやすく国民に伝えるとともに、これに寄与しうる豊かな自然を確保するため、生物多様性を保全し、ふれあう機会を提供していくこと』が挙げられている。

## 健康分野における生物多様性の主流化に関する国際的な動き

生物多様性条約第13回締約国会議（COP13）決定XⅢ/6において、「生物多様性及び人間の健康にとっての利益となる健康的なライフスタイルと持続可能な消費及び生産の様式並びに付随する行動の変化に係る機会を特定し、推進すること」が締約国に求められている。

生物多様性条約第14回締約国会議（COP14）の閣僚級会合では、健康分野が生物多様性の主流化が必要となるセクターの一つとして挙げられている。COP14決定XⅣ/4では「健康分野における生物多様性の主流化に向けたインセンティブ付与」「生物多様性と健康の関連性についてレビュー等を行うこと」等が締約国に求められている。

# 生物多様性条約では 2/4

## 第8条 生息域内保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

- (a) 保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域に関する制度を確立すること。
- (b) 必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること。
- (c) 生物の多様性の保全のために重要な生物資源の保全及び持続可能な利用を確保するため、保護地域の内外を問わず、当該生物資源について規制を行い又は管理すること。
- (d) 生態系及び自然の生息地の保護並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進すること。
- (e) 保護地域における保護を補強するため、保護地域に隣接する地域における開発が環境上適正かつ持続可能なものとなることを促進すること。
- (f) 特に、計画その他管理のための戦略の作成及び実施を通じ、劣化した生態系を修復し及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復を促進すること。

野生生物を保全する上に置いて、その生息地を保全することが最も効果的である。主要な生息地の周辺をバッファゾーンとして、開発の圧力を低減することに効果的があるが、現状は、保護地域と開発地域が隣り合わせであり、感染症の脅威が保全活動の阻害要因にならないような手立てが必要である。

# 生物多様性条約では 3/4

## 第8条 生息域内保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

(f) 特に、計画その他管理のための戦略の作成及び実施を通じ、劣化した生態系を修復し及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復を促進すること。

(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

劣化した生態系を修復し復元し脅威にさらされている種を回復する手立てと、感染症の脅威は表裏一体の関係にあり、保全が適切に進むよう、リスク回避の手立てが必要になる。

生物多様性条約では、先住民やその伝統的な知識や生活様式が重要であり、遺伝資源の公平、公正な配分が求められているが、感染症の問題は、アマゾンの先住民族が脅威にさらされている現状で、益々、慎重にならざるを得ない。

# 生物多様性条約では 4/4

## 第8条 生息域内保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

(h) 生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。

## 横断的テーマ: 侵略的外来生物

生物多様性条約第6回締約国会議「生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の予防、導入、影響緩和のための指針原則(仮訳)」⇒感染症の記述ナシ

## 生物多様性条約第10回締約国会議: 愛知目標

個別目標9「2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。



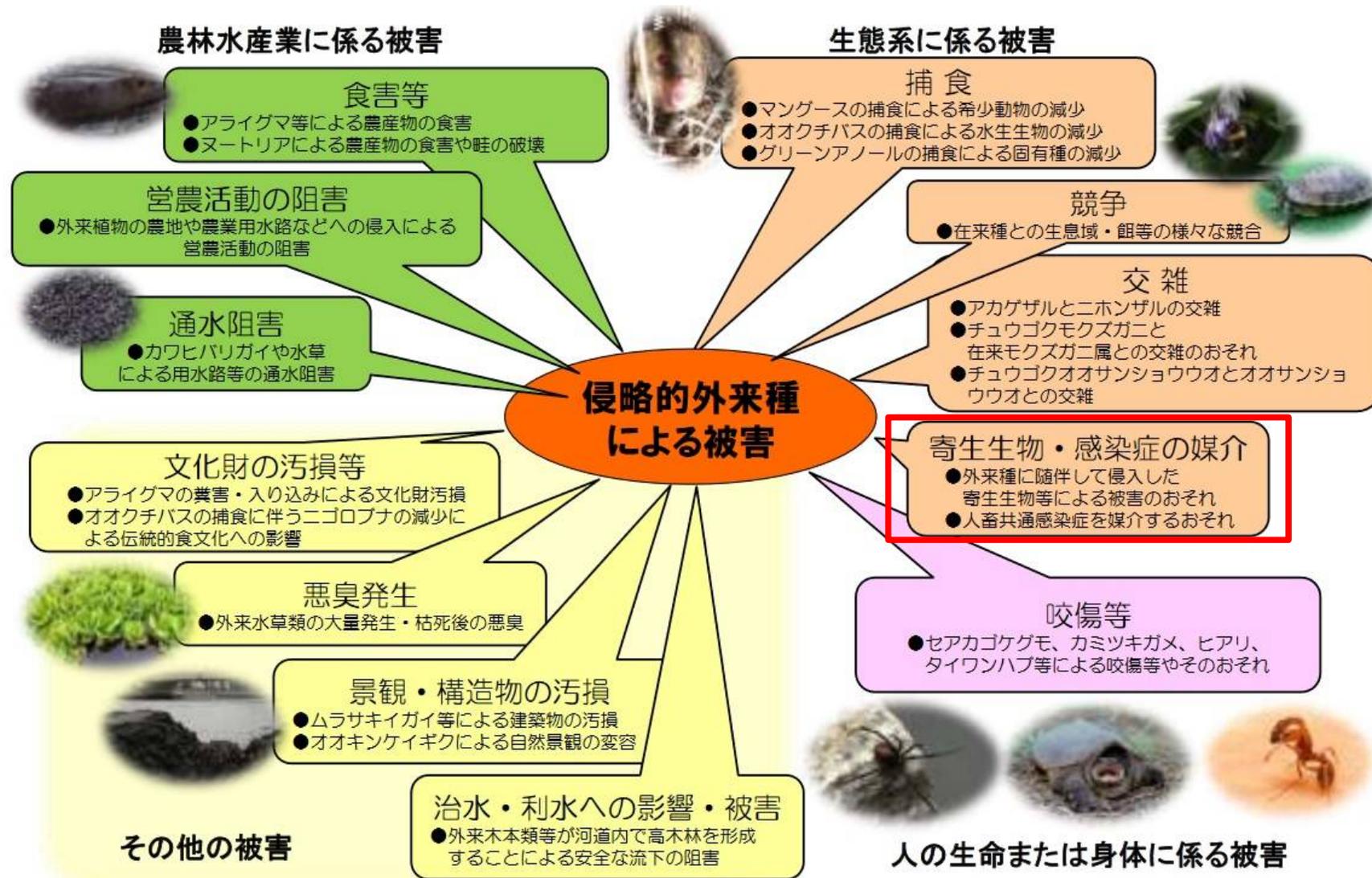
## 生物多様性と感染症：質問と回答

### 質問と答え

- 1.生物多様性の損失は私たちの健康にどのように影響しますか？
- 2.生物多様性の損失と環境の悪化は、感染症の発生にどのように影響しますか？
- 3.人獣共通感染症とは何ですか？
- 4.ベクター媒介性疾患とは何ですか？
- 5.人畜共通感染症およびベクター媒介性疾患はどのくらいの頻度で人々に感染しま...
- 6.病原体はどのようにして動物から人にこぼれるのですか？
- 7.人畜共通感染症は人から人へと広がるのでしょうか？
- 8.環境の悪化は新しい病気の発生を引き起こしますか？
- 9.コロナウイルスは動物起源のものでしょうか？
- 10.病気の原因を知ることが重要なのはなぜですか？
- 11.生きている動物市場と「湿った市場」は人獣共通感染症の発生に貢献しています...
- 12.持続可能な開発目標を達成するための生物多様性の減少の影響は何ですか？
- 13.生物多様性の損失と感染症の発生による健康への影響をどのように防止しますか？
- 14.国際健康規制とは何ですか？
- 15.One Healthとは何ですか？
- 16.ワンヘルスアプローチは、どのようにして病気の発生を防ぐことができますか？
- さらに詳しい情報

©レスター・レデスマ/アジア開発銀行

# 外来種被害防止行動計画(2015年)



侵略的外来種による様々な被害

# 外来種被害防止行動計画(2015年)

我が国の生態系等に甚大な被害を及ぼすおそれのある国外由来の**寄生生物・感染症**を引き起こす病原体に関する知見の収集と発生する可能性のある被害についての評価

## 【寄生生物・感染症対策】

目に見えない外来種として、外来種を宿主とする寄生生物や、感染症を引き起こす病原体が挙げられます。例えば、在来種のニホンザリガニは外来種のウチダザリガニが媒介する水カビ病(ザリガニペスト)への抵抗性がなく、感染すると100%致死します。**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律**では人の感染症予防、**植物防疫法**では輸出入植物及び国内植物を検疫し、植物に有害な動植物の駆除及びまん延を防止することによる農業生産の安全及び助長、**水産資源保護法**では、水産資源の保護培養を図り、その効果を維持することによる漁業の発展、**持続的養殖生産確保法**では、養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延防止による養殖業の発展、家畜伝染病予防法では家畜の伝染性疾病の発生予防、まん延防止による畜産の振興を目的として、感染症や寄生生物に対する施策が規定されています。これらの法規制で対応しているもの以外で、明らかに国外由来の感染症の病原体・寄生生物であって、野生動植物の大量死を発生させるなど、我が国の生態系に甚大な被害を及ぼすおそれのあるものについては、注意喚起をすることが必要です。



# ラムサール条約

# ラムサール条約:湿地と人類の健康及び福祉(決議X.23)

決議 X.23

決議 X.23

## 決議 X.23

### 湿地と人類の健康及び福祉

1. 決議 IX.14 及び IX.23 (2005 年) ならびに COP10 の決議 X.21 及び X.28 において、湿地及びラムサール条約と貧困削減問題及び疾病との関連性を、特に高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) との関連性において、締約国が認めたこと、また第 10 回締約国会議のテーマが「健全な湿地、健康な人々」であることを想起し、
2. 持続可能な生活及び人間の福祉という 2 つの概念が、ともに人間の健康という側面を含むことを認識し、
3. 「ミレニアム生態系アセスメント」の健康に関する総括、湿地及び水に関する総括、ならびに以下に挙げるその他の報告書: IWWI 主導の『農業における水管理に関する包括的評価』及びそのラムサール条約への報告書であり『ラムサール技術報告書』として出版されたもの、『世界水開発レポート』第 2 版、ならびに水、湿地生態系、人間の健康及び生活に関する『第 4 次地球環境概況』の結果を認識し、
4. 1986 年の「健康促進に関するオタワ憲章」が健康の前提条件として、特に食料、安定した生態系、持続可能な資源を挙げていること、2006 年の「国際化社会における健康増進のためのバンコク憲章」が健康増進のための主要な 5 つの戦略—健康に配慮した公共政策の立案、協力的な環境を整えること、地域からの参加を充実させること、個人の能力開発、及び公共医療の見直し—を定めたこと、ならびに「国連人権枠組み」が人間生活を維持するために十分な水を確保する権利を認めたことを同様に認識し、
5. 世界保健機関 (WHO) の人間の健康と生態系とに関する取組と、地域、国家、国際レベルでの湿地に関するラムサール条約履行との関連性を認識し、
6. 国際湿地保全連合及び中国紹興市の人民政府の主催で 2007 年 11 月 8 日に開催された「健全な湿地、健康な人々」に関するシンポジウムの、「湿地システムが持つ機能のさらなる理解は、適切な湿地管理が湿地生態系の健全性と人間の健康の両方に資するという認識につながっている」ならびに「多部門にわたる迅速な行動が、人間の健康及び福祉に対するリスクを最小限にとどめ、適切な湿地管理から得られる利益を最大限に生かすために不可欠である」という結論に留意し、
7. 「健康と生物多様性に関する協力機構 (COHAB) イニシアティブ」による、人間の健康及び湿地を含めた生態系に関する課題に対する配慮を歓迎し、
8. 人間の健康と湿地の相互作用に関する情報の多くが、生態学的特徴及び生態系サービスの分析や、そして生態系サービスと人間の福祉や健康の間の相互関係といった、湿地生態系自体と人間の健康との相互作用の分析よりもむしろ、健康と水の相互関係の分析から得られていることに留意し、
9. 地域社会の疾病負荷 (例えばマラリアや血吸虫症) の主だった原因となり得る媒介動物が、生息地を湿地としている場所では、環境管理の手法 (例えば水管理) が状況によっては緩和の最善策であること、またこのような地域における人間の居住地等の開発については、予防的手段を講じていく必要があることを認識し、
10. 湿地と水に関係した人間の健康問題を引き起こす可能性のある感染症が、数多く発生あるいは再発生していることを同じく認識し、COP10 の決議 X.21 における湿地及び高病原性鳥

インフルエンザ (HPAI) に対する手引きに注意し、

11. 変化し続ける媒介動物及び病原体の生息状況、利用可能な水の変化、変動性と厳しさを増す天気象等、変動を続ける気候により、湿地生態系に関連した問題が人間の健康に与えるリスクが引き続き増加すると予想されていることを認識し、
12. 湿地の賢明な利用ならびに疾病及び人間の健康リスク管理に対して、潜在的に矛盾した反応が生じ得ることを意識し、湿地の健全性及び人間の健康問題の管理への共通の関心事項であるにもかかわらず、湿地と健康分野の間では、多くの場合地域レベルでも全国レベルでもほとんど連絡が取られていないことを憂慮し、
13. 多くの人間社会にとって、飢餓、栄養失調、清潔な水へのアクセスの欠如が健康不良の根本的な原因であること、健康と福祉はひろがって人々の生活基盤、貧困及び貧困への脆弱さを減少させる基盤に、密接に関わっていることを意識し、
14. 持続可能な資源管理及び湿地の賢明な利用のためのシステムを維持する、地域の能力に対して、健康不良が重大な影響を与えることを同じく意識し、
15. 持続可能でない湿地の利用は、多くの疾病の発生を増加させるだけでなく新たな疾病を媒介する可能性があり、反対に湿地の持続可能な管理は、特に水供給及び衛生において、水に関連する疾病の削減・根絶ならびに一般の人々の健康維持に貢献し得ることを重ねて意識し、
16. 湿地に由来する食品の高い栄養価は、人間の身体の疾病への抵抗力及び免疫に大いに貢献すること、多くの湿地特有の植物及び動物が、著しい医療的価値を有し、しばしば先住民や地域住民にとって唯一の薬品源となっていることを重ねて意識し、
17. 多くの社会で女性にとって、家族の健康問題、食料の準備及び水の収集に関する役割と、それによって潜在的に水と湿地の疾病及び汚染にさらされやすいことが、地域社会において健康に関する特別な役割を担うことにつながっていること、また、例えば妊娠時のように、女性特有の脆弱性が原因で健康障害を被るリスクがより高い可能性があることを重ねて意識し、
18. 湿地生態系が引き続き劣化していること、人間の活動、特に水量を減らしたり水質を悪化させる活動によって湿地生態系が攪乱された場合、湿地の生態系サービス供給能力が低下すること、またこのことが、食料生産の減少、生計手段の喪失、感染症や流行性疾患の発生、水に関連する疾病の復活と再流行等によって、人間の健康に直接的・間接的に影響を与えることを憂慮し、
19. 『健全な湿地、健康な人々—湿地と人間の健康の相互作用に関する検討』と題した報告書を準備し、この会議と同報告書の要旨草案を提供してくれた「科学技術検討委員会 (STRP)」に感謝し、同報告書への世界保健機関の貢献及び STRP が報告書を準備する際のスウェーデン政府による経済的援助に対して同様に感謝し、
20. 締約国及び湿地管理に責任を持つ者すべてに対して、湿地生態系と人間の健康の両方を利するような行動を明らかにし実践に移すことによって、またこれらの目標間に矛盾が見られた場合には、条約の下で採択された賢明な利用手引きを適宜適用することによって、湿地保全目標に合致した形で人々の健康と福祉を改善するよう努めることを求める。

締約国会議は、

# ラムサール条約：湿地と人類の健康及び福祉(決議X.23)



## 決議 X.23

21. 湿地管理に責任を持つ者すべてに対して、人間の健康悪化防止に寄与する生態系サービスを維持もしくは向上させることによって、湿地に関連した人間の健康悪化の原因に取り組むこと、また湿地内もしくは湿地周辺におけるすべての疾病根絶措置において、例えば病的を絞った農業使用や農薬使用量を減少させるというような、湿地の生態学的特徴と生態系サービスの維持を不必要に脅かさない方法で試みるようにすることを重ねて求める。
22. 政府、NGO、民間企業の間において、そしてそれぞれの内部においても、湿地保全、水、健康、食糧安全、貧困削減に関連する分野間の協働を強化し、効果的なパートナーシップを新規に模索していくことを、すべての当事者に促すよう締約国に強く要請する。
23. 締約国ならびに鉱業、他の採取産業、インフラ整備、水と衛生、エネルギー、農業、運輸等の開発部門に対して、人間の健康と福祉を支える湿地の生態系サービスに対して悪影響を及ぼしかねない活動による、湿地における直接的・間接的な影響を回避するために可能な手段をすべて講じることを同様に強く要請する。
24. 「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD、2002年ヨハネスブルク)」の水、エネルギー、健康、農業及び生物多様性のための目標(「WEHAB」)、そして「国連ミレニアム宣言」の中の、貧困及び飢餓の削減、幼児死亡率の減少、母体の健康改善ならびにHIV/エイズ、マラリア等の疾病との闘いに関する目標を含む国際開発目標と、持続可能な湿地管理とを関連づけて、湿地特有の目標設定および指標を定義づけるなどして、湿地生態系と人間の健康との相互関係を、国家政策や国際政策、計画、戦略の中心要素と位置づけることを締約国に重ねて強く要請する。
25. 湿地の保全及び管理関係者に対して、湿地と人間の健康との関連性についての新規及び進行中の研究を促進すること、また自然に機能している湿地生態系は良好な健康及び福祉に寄与しているという科学的に証明された情報に対して、健康、衛生、水供給を担当する国の行政機関が注意を向けるよう促すことを奨励する。
26. 締約国、保健部門、そしてすべての関連する利害関係者に対して、人間の健康に関連した湿地管理措置の結果、また逆に、人間の健康を維持もしくは改善を試みて行われている措置や開発が湿地の生態学的特徴に及ぼす結果を評価するにあたって、政策決定における適切なトレードオフのあり方を明確化することも含めて、協力して取り組むことを強く要請する。
27. 締約国に対して、湿地と人間の健康問題の共同管理についての政策決定において、気候変動に誘発された健康及び疾病のリスク上昇に対する現時点での理解と、ならびに気候変動に適応しかつ生態系サービスを供給し続ける湿地の能力維持のための措置とを考慮するよう強く要請する。
28. 保健分野担当政府機関等と協働している締約国湿地当局に対して、湿地に関連した疾病の発生もしくは再発生への注意を怠らないこと、そのような疾病に関して予防的に率先して行動すること、またそのような疾病の発生が特定された場合には、現時点での最良の実践例を考慮に入れ、科学的根拠のある対処法の実施を同様に強く要請する。
29. 湿地と水管理及び健康に対して、地域の伝統的な知識の適用も含めて、一層統合的な取組ができるよう、能力育成のために必要な資源を投じるよう関係者すべてに奨励する。
30. ラムサール条約事務局に対して、「健全な湿地、健康な人々」に関するSTRPの報告書の結果を、人間の健康に関連する機関の担当部門が利用することができるように、世界保健機関(WHO)と協力すること、そして共通の関心事の技術的課題をはじめ、ラムサール条約との協働体制を強化する手法をWHOと協議することを要請する。

## 決議 X.23

31. STRPに対して、最優先事項のひとつとして、湿地と人間の健康との関連性を、特に以下の方法でさらに調査するよう指示する：
  - i) STRP 報告書その他の関連文献から、人間の健康と湿地に関わる保健分野のためにさらなる資料を作成する；
  - ii) 水媒介の病気及び疾病媒介動物に関係する湿地の役割とを含めた、湿地の汚染、劣化及び喪失による生態系サービスへの影響等、湿地及びその生態系サービスと人間の健康及び福祉との相互作用をさらに評価していく；
  - iii) ラムサール条約の枠組みにおいて、「健全性」という用語を湿地生態系に当てはめて考えることがどの程度妥当か、湿地生態系の健全性と生態学的特徴及び生態系サービスといった概念との関係、そしてラムサール条約の賢明な利用及び生態学的特徴の目標を実施し監視する上での意義について、解釈及び概念的とらえ方を提示する
  - iv) 異なる地域間における湿地と人間の健康に関する知識及び情報の格差を明らかにし、このような格差を是正するための方法を明確化する；
  - v) 人間の健康にとってラムサール条約湿地が持っている重要な意味について普及させる機会を設ける；
  - vi) 湿地管理者及び保健部門に向けて、両者の目的におけるトレードオフ関係や、健康影響評価アプローチ、情報透明性の促進、軽視されている利害関係者の意見表明及び参加の機会確保、ならびに水管理のような他部門の主要事業の関与を含めた、湿地及び人間の健康問題の共同管理に関する適切な対処法を明らかにするための一連の手続きについて手引きを準備する；
32. 世界保健機関(WHO)、「健康と生物多様性に関する協力機構(COHAB)イニシアティブ」等の人間の健康と生態系に携わる機関に対して、上述されたSTRPの業務に貢献するよう促す。
33. 政府、NGO、研究機関等に対して、湿地の生態系保全及び賢明な利用ならびに人間の健康に対する統合的取組の優れた実践例に関する研究や実証事業の結果を、そのような実践例の価値を湿地管理に直接関わっている人々を実証する視点から、条約事務局及びSTRP等の機関にそれぞれふさわしい様式で提供することを重ねて促す。

# 健康と生物多様性に関する協力機構（COHAB）

Co-Operation On Health And Biodiversity (COHAB Initiative) 2010年

公衆衛生に対する気候変動の重大かつ新たな脅威と、生物多様性の継続的な損失と生態系の長期的な健康への世界的な悪化によってもたらされるリスクに対処する。災害リスク、特に洪水、地滑り、干ばつ、熱波、火災、嵐などの天候関連の現象によって引き起こされるものを警告し、重要で壊れやすい生態系に影響を与え、より大きなリスクにさらし、重要な食料資源に影響を与える農業システムと漁業資源の健康。次に、生物多様性条約と世界保健機関の締約国に、生物多様性の懸念と保全戦略を気候変動の健康への影響を緩和および適応させるための地域、国、世界の政策と行動に主流化するために、より緊密な協力関係を構築するよう呼びかける。



# SDGs



## SDGs 目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3.1 2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。

3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。

**3.3 2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及びかえりみられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。**

3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。

3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。

3.6 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。

3.7 2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。

3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。

3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

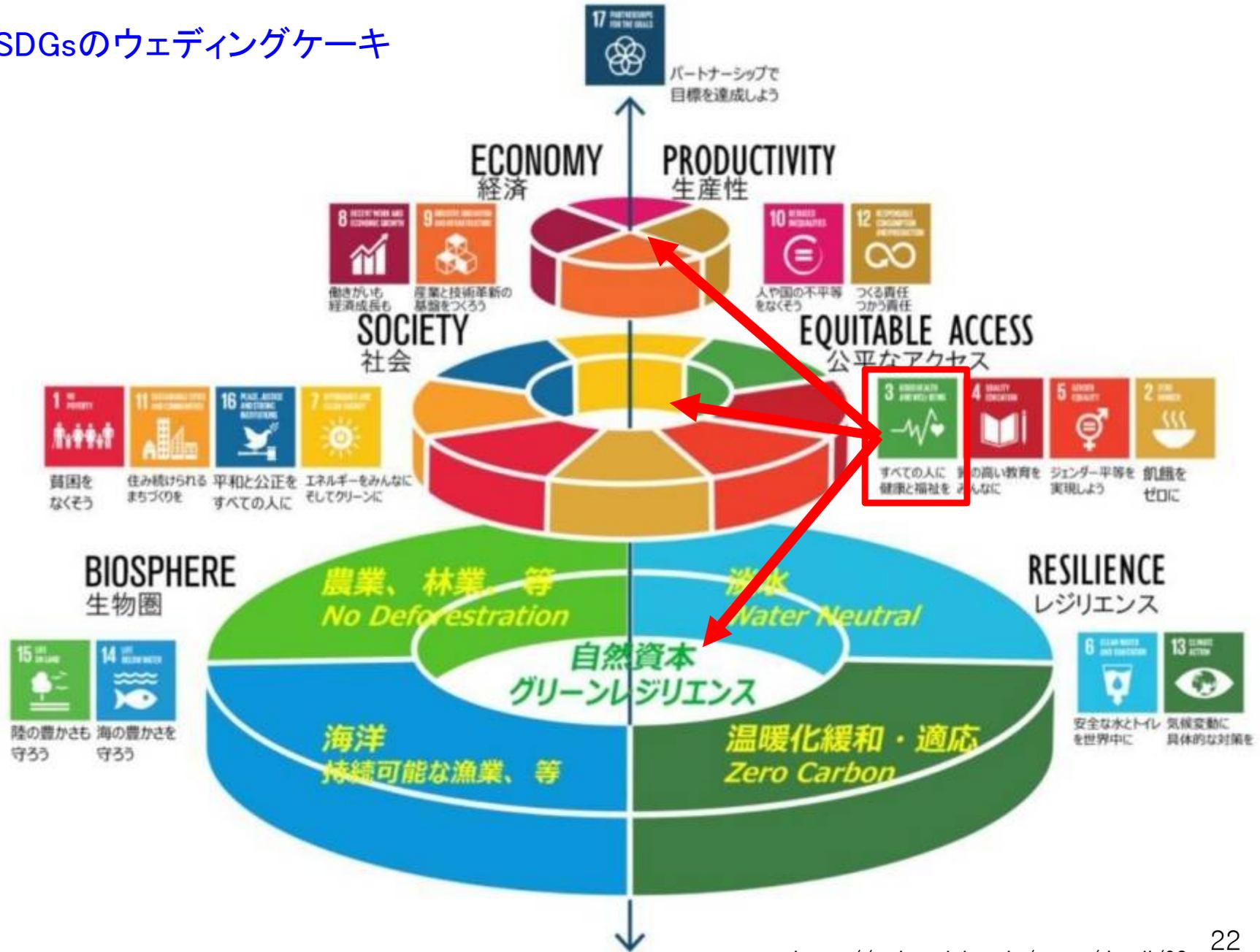
3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。

**3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。**

3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。

3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

# SDGsのウェディングケーキ



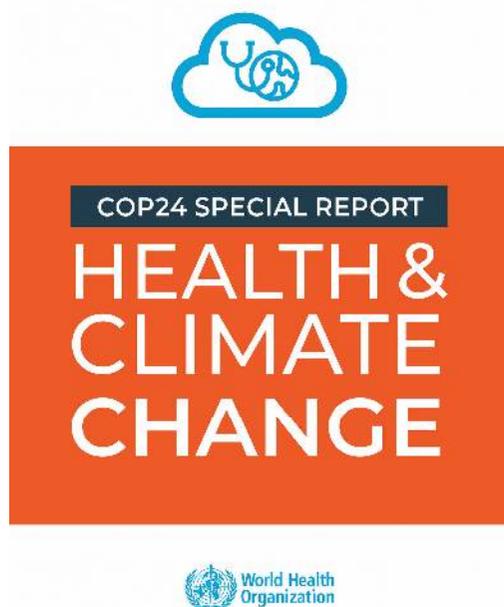




# 氣候變動枠組條約

# 第24回国連気候変動枠組み条約締約国会議

## 健康と気候変動に関する特別報告書



大気汚染は毎年700万人の命を奪い、健康・福祉の領域で5兆億ドルを消費している。パリ協定の大気汚染の減少が達成されるだけでも、2050年までに毎年100万人の命が救われる。気候変動への対応によってそのコストの2倍の健康上の利益が得られる。特にインド、中国などでは費用対効果はそれ以上になる。専門家はこれ以上行動を遅らせる余裕はないと主張。

地球温暖化の感染症に係る影響に関する懇談会

# 地球温暖化と感染症

いま、何がわかっているのか？

感染症とは何か？

温暖化とどのような関係があるのか？

今、何が問題なのか？

私たちにできることは何か？



世界で議論されている温暖化の影響  
温暖化は、感染症にどのような影響を及ぼすのか？

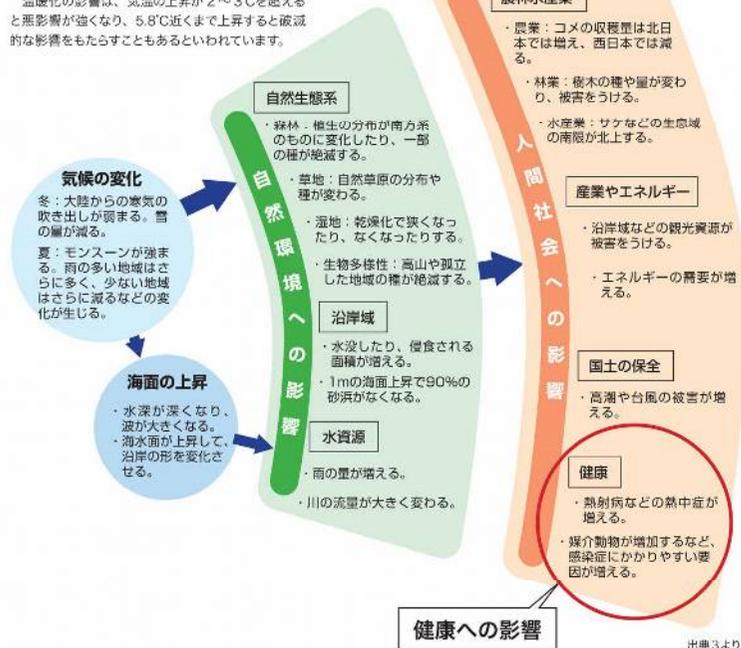
地球温暖化とは、単に気温が上昇して暑くなるという現象ではありません。温暖化すると、世界の各地で気候条件が変化し、それがさまざまな分野に影響を及ぼすことになります。

温暖化が進むと、まず気温が上昇し、それと共に雨の量が、地域によって増加したり減少したりという変化が生じます。温められた海水が膨張し、海面の上昇が生じる地域もあります。また、台風、熱波、干ばつ、洪水などの異常気象も、頻度や強度が増すと予測されています。

そうすると、自然や社会にもさまざまな被害が生じるようになります。

## 温暖化影響の全体像（日本）

温暖化の影響は、気温の上昇が2〜3℃を越えると悪影響が強くなり、5.8℃近くまで上昇すると破滅的な影響をもたらすともあるといわれています。



この中で、特に注目したいのが、人への健康影響です。

健康影響では、気温が上昇して熱中症などが増加する「直接的な影響」と、気温や雨量などが変化することによって「感染症の4つの条件（2ページ参照）」が変わり、そのために感染症が増えるなどの「間接的な影響」とがあります。

1988年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）が共同で、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）を設立しました。世界中の科学者が、温暖化の現象、影響、対策に関する最新の科学的知見を収集し、報告書を取りまとめています。次のページから、IPCCがどのような報告をしているか、紹介します。

# 世界で議論されている温暖化の健康影響

温暖化は人の健康に直接的、間接的に影響を及ぼします。IPCCによると、直接的な影響としては熱波や洪水などによる被害、間接的な影響としてはマラリアやデング熱などの動物が媒介する感染症の拡大などが懸念されます。

温暖化による健康影響		
	温暖化による環境変化	人の健康への影響
直接影響	暑熱、熱波の増加	熱中症、死亡率の変化(循環器系、呼吸器系疾患)
	異常気象の頻度、強度の変化	障害、死亡の増加
間接影響	媒介動物等の生息域、活動の拡大	動物媒介性感染症(マラリア、デング熱など)の増加
	水、食物を介する伝染性媒体の拡大	下痢や他の感染症の増加
	海面上昇による人口移動や社会インフラ被害	障害や各種感染症リスクの増大
	大気汚染との複合影響	喘息、アレルギー疾患の増加

出典5より作成

近年、世界中で異常気象(極端な気候現象)が増加しており、多くの被害が生じています。例えば2003年の欧州の熱波や2005年の米国を襲ったハリケーン・カトリナは多くの死傷者を出し、経済被害も甚大なものとなりました。温暖化が進むと、こうした異常気象も変化し、熱波、暴風雨、洪水、干ばつ、台風・ハリケーンの強度が増大する可能性があり、人の健康にも悪影響を及ぼします。例えば、以下のような影響があります。

- ・死亡や食糧
- ・家屋損失、移動・移住、飲料水汚染、食料不足、感染症リスクの増大(下痢や呼吸器疾患など)
- ・保健衛生サービス施設の被害

温暖化のもたらす影響は、地域によって差があります。健康影響のうち、動物・食物・水が媒介する多くの感染症は、気象や気候の変化に敏感であること、地域により影響が大きく異なることが特徴としてあげられます。IPCCでは各地域の影響を下表のようにまとめています。

温暖化のもたらす地域ごとの健康影響の特徴	
アフリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気温が上昇すると、感染症の媒介動物の生息域が拡大する。</li> <li>・衛生インフラが不十分な場所では、干ばつ・洪水により水媒介性感染症の頻度が増加する。</li> <li>・降雨が増加するとリフトバレー熱がより頻りに発生する。</li> <li>・都市の不衛生、沿岸域の水温上昇はコレラの流行を促進する可能性がある。</li> </ul>
アジア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気温と降水量の変化は、動物媒介性感染症を温帯アジア、乾燥アジアに広める可能性がある。</li> <li>・コレラ、ジアルジア、サルモネラなどの下痢を伴う水媒介性感染症は南アジアの国々でより一般的になる。</li> </ul>
オーストラリア・ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の感染症媒介動物生息域の拡大。現在の動物に対する安全対策や健康サービスにもかかわらず、蚊媒介性のロズリバー熱やマレーバレー脳炎のような感染症が発生する可能性が増加する。</li> </ul>
ヨーロッパ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱への曝露の増加、一部の動物媒介性感染症の拡大、沿岸・河岸の洪水が増加することにより、健康リスクが高まる。</li> </ul>
中米	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物媒介性感染症の地理的分布は極方向、高地に拡大し、マラリア、デング熱、コレラのような感染症のリスクが増大する。</li> <li>・エルニーニョはブラジル、ペルーなどで感染症媒介動物数や水媒介性感染症の発生に影響を及ぼす。</li> </ul>
北米	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マラリア、デング熱などの動物媒介性感染症は、米国国内では発生地域が拡大し、カナダに広がる可能性がある。</li> <li>・ダニが媒介するライム病もカナダに広がる可能性がある。</li> </ul>
小島嶼国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの熱帯の島々ではエルニーニョ、干ばつ、洪水に関連する気温や降水量変化に起因する動物および水媒介性感染症の頻発な発生を懸念している。</li> </ul>

出典6より作成

# 温暖化による感染症のリスク

感染症のリスクは温暖化によって全般的に上昇することが示唆されていますが、その程度や内容は感染症の種類によって異なります。また、気温上昇だけでなく降雨や日射量の変動による地域の水分分布や砂漠化などの変動を介する二次的な影響など、なお不明な点が多く残されています。

温暖化によって影響を受ける感染症の例としては、以下のようなものが想定されます。

さまざまな感染症と感染経路の例			
	媒介するもの	感染経路	感染症の種類
直接感染		咬まれる なめられる ひっかき傷 排泄物	狂犬病 バズツラ症 猫ひっかき病 トキソプラズマ症、回虫症
	媒介動物によるもの	蚊 ダニ げっ歯類 ノミ 巻き貝	日本脳炎、マラリア、デング熱、ウエストナイル熱、リフトバレー熱 ダニ媒介性脳炎 ハンタウイルス肺症候群 ペスト 日本住血吸虫
環境が媒介するもの	水系汚染	土壌汚染	下痢症(コレラ等) 灰痘
	動物性食品が媒介するもの	肉 魚肉	腸管出血性大腸菌感染症(O157血清型)、サルモネラ症 アニサキス症

温暖化によって影響を受けると想定される感染症



出典6より作成

WHOが1998年のエルニーニョ現象による地域気候の変動によって発生が増加した感染症の分布を整理した図。このうち、マラリアなどでは降雨の変化の影響が大きく、また、とくにバングラデシュで発生したコレラは、海面温度や海面上昇により因与するプランクトンの分布の変動が影響していると考えられています。

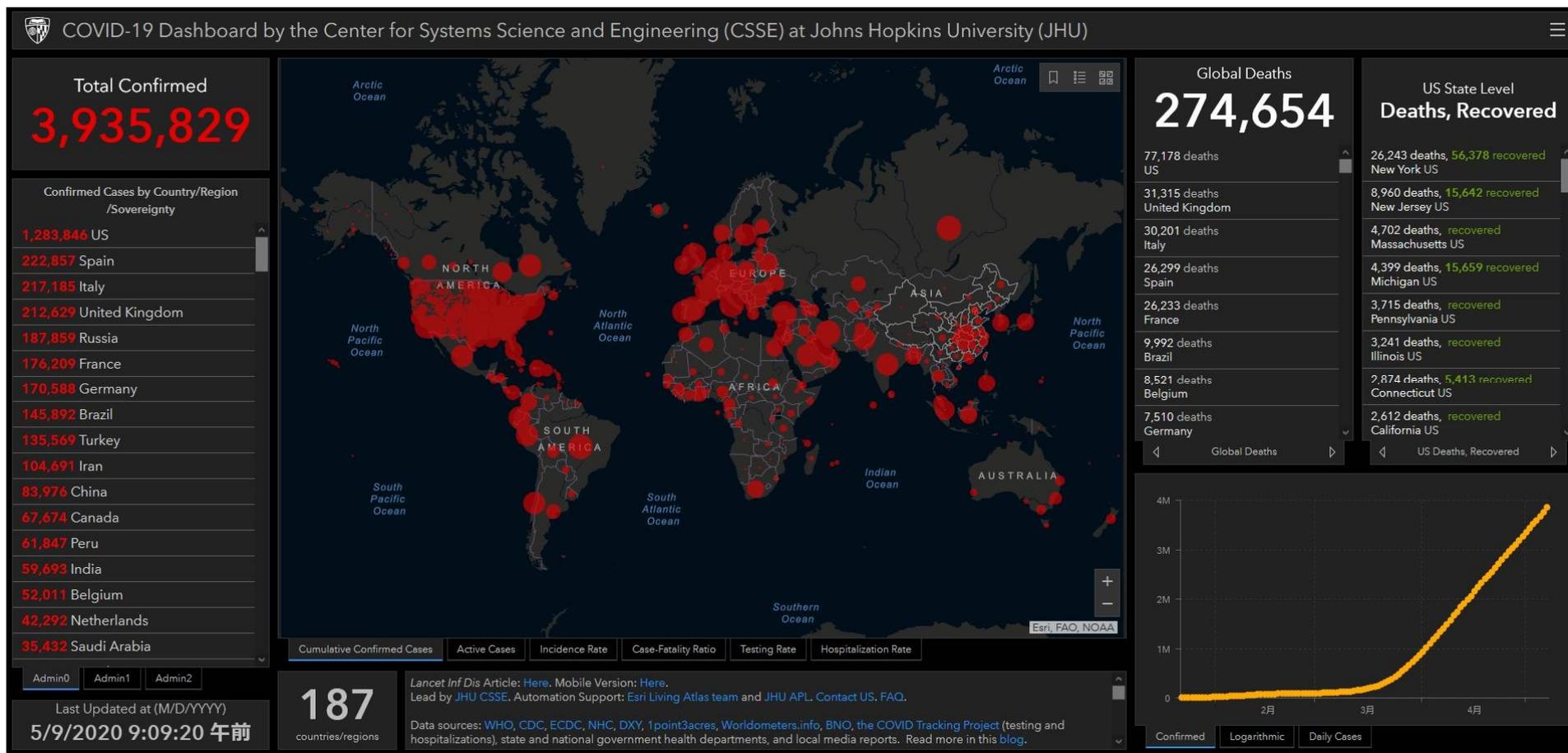
温暖化による気温上昇で、直接的に死亡率や熱中症が増えることは、温暖化以外の要因が一定ならば因果関係は明白です。

WHOは、温暖化の原因と人間の健康に関するさまざまなリスクについて、9ページの図のようにまとめています。主要な健康影響の項目としては、次の7つが挙げられています。

- ・ 温度関連の疾病と死亡(主に日最高気温)
- ・ 異常気象に関連した健康影響(熱波、洪水など)
- ・ 大気汚染に関連した健康影響(乾燥化による砂粒ダストなどの遠距離輸送の変動、都市化の進行・自動車利用の増加による排気ガスの増加による光化学スモッグの上昇。ヒートアイランドと呼ばれる都市中心部の気温上昇の影響なども含む)

# 新型コロナウイルス感染症

感染症のリスクマップは激変した！



# 感染症とは?

まず、感染症について理解しましょう

## 「感染症」とは

感染症とは、微生物が体内に侵入し感染することによって起こる病気の総称と定義されます。ウイルスや細菌などの病原体が、野生動物や家畜などの自然宿主から蚊やダニなどの媒介動物を介して、飲料水や食物を介して、あるいは人から人に直接に侵入するために起こる病気です。

### どんなときに感染症にかかるのか?

感染症を引き起こす病原体には、ウイルス、細菌、原虫、寄生虫、真菌(カビ)など、さまざまなものがあります。一般的には、次のような条件があると、感染症にかかりやすくなります。

- ・ 人の体に侵入する病原体の数や侵入の機会が多い
  - ・ 病原体の自然宿主や媒介する生物(媒介動物)が多い(注:媒介動物なしに感染する感染症もあります)
  - ・ 病原体が侵入しやすい居住空間や生活様式である(ウイルスや媒介動物などと接触しやすい)
  - ・ 公衆衛生の状態がよくない(栄養、衛生状態が悪い)
- つまり、私たちが暮らす地域の中で、これらの条件がそろわないようにするための対策が重要となります。

地球温暖化(とくに気温や降水量の変化)との関連が示唆されている感染症として、8ページに示すようなものがあります。このうち、蚊に媒介される感染症である、マラリア、デング熱、ウエストナイル熱、日本脳炎などが、温暖化とともに増加することを予測している報告もあります。しかし、媒介動物の分布が、気温とともに降雨や地表水の状態の変動にも大きく依存して



真赤な蚊 赤い蚊は、カリブ海沿岸のトリルビーニ。大型ハリケーン「ミッチ」が直撃し、蚊が水浸しとなった。地球温暖化が進むと、ハリケーンなど熱帯低気圧の威力が強まるといわれている。(1988.10, AYUJCA) 出典2より

おり、気温上昇のみでは説明しきれないことから、この将来予測は不確実な面があることも事実です。

従って、上記の温暖化に関連すると予想される感染症についても、個別流行地域での発生状況について、詳細なモニタリングを通じた小地域レベルでの評価がなお必要と考えられます。世界保健機関(WHO)のリスク評価結果では、国際的には栄養不良、下痢、マラリア、洪水の順に死亡リスクが小さくなる傾向が示されています。これらについて、具体的な適応策を考えるためには、気温以外の他の気象条件や、媒介動物の生態の変化、脆弱性の高い集団の変化、衛生環境の整備、治療や予防のための技術や必要な資源の変化などによる間接的な影響も同時に考慮することが、重要となります。



## 近年話題になっている感染症の例

### ウエストナイル熱・脳炎

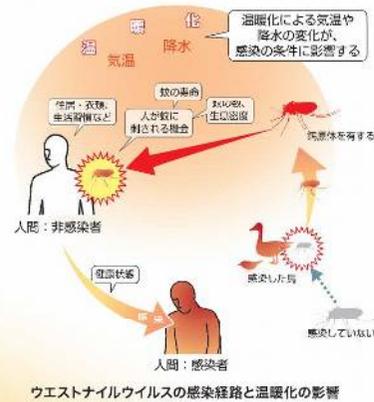
ウエストナイルウイルスは、北米、アフリカ、欧州から中央アジアに広く分布しています。自然界では鳥と蚊の間でウイルスが維持されていますが、人に感染することもあります。人が感染すると、高熱や脳炎などを引き起こします。流行地域の拡大には、感染した鳥が広域に飛行することが関係していると考えられています。過去数年で、ニューヨークを起点として全米に急速に拡大しており、毎年数千人の患者と約100人の死者が発生しています。また、シベリアなどの寒冷地域でも発生しています。

温帯地域では、ウエストナイルウイルスによる患者が発生するのは、夏から秋にかけてです。温暖化によって、ウイルスを媒介する蚊の発生時期や地域が変化すると、この感染症にかかるおそれのある地域や時期も、広がったり増えたりすることがあるかもしれません。このように、動物が媒介する感染症では、媒介動物や自然宿主の生態と、気

温上昇によるその変動が、流行拡大に大きく関連する可能性があります。

年	患者数	死者数
2003年	9862	264
2004年	2470	88
2005年	3000	119

出典1より作成



シナハマダラカ 3日経マラリアを媒介する。水田に生息している。(2003.8.国立感染症研究所 昆虫医科学部) 出典2より



# ワシントン条約 & WWF



# 新型コロナウイルス関連 アジア 太平洋地域での違法な野生生物取引市場の閉鎖に関するWWF声明

2020/02/07

<https://www.wwf.or.jp/activities/statement/4237.html>

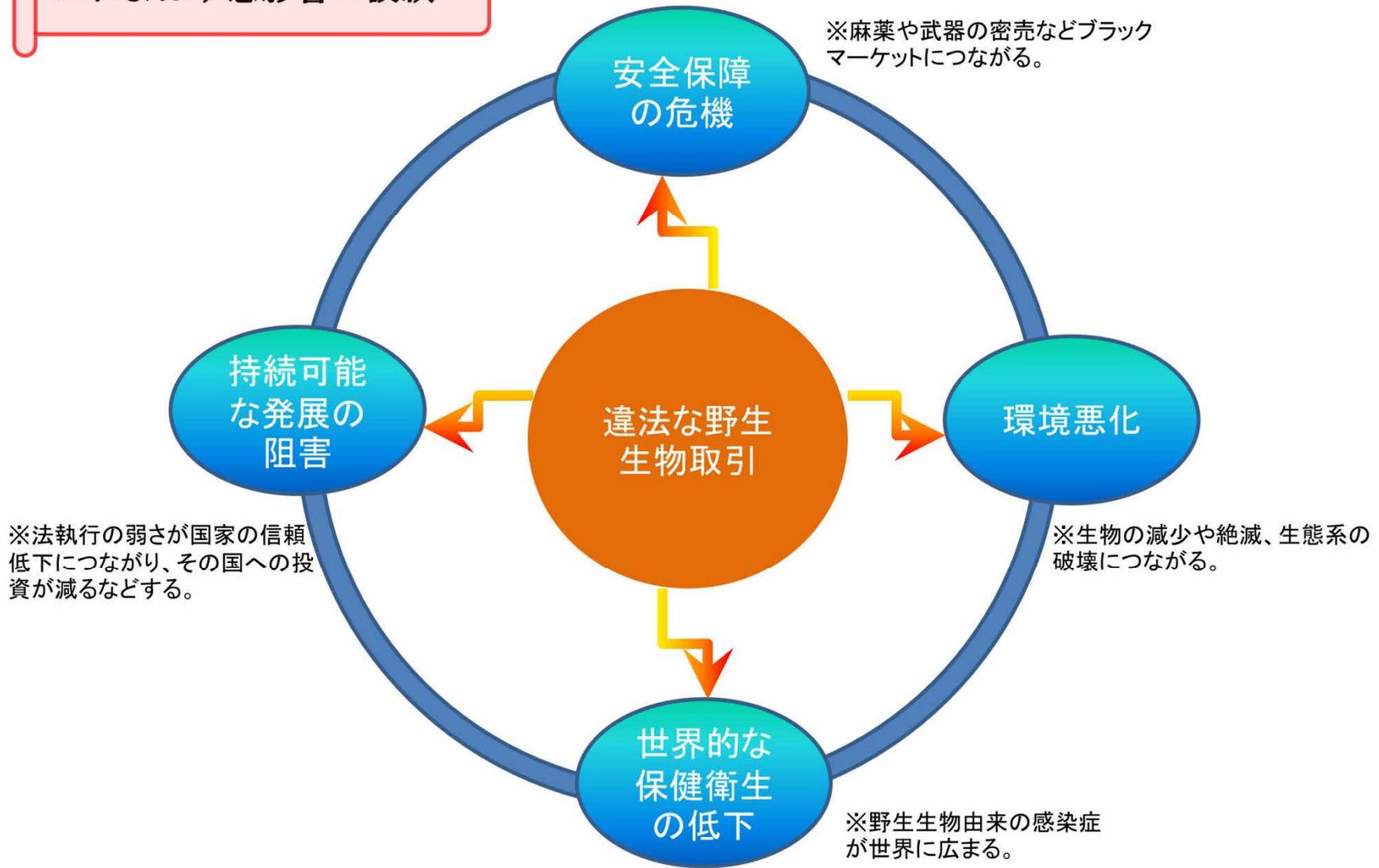
WWFは新型コロナウイルスの流行によって多くの命が失われている現実に深い悲しみを覚え、愛する人を亡くした家族や病気に苦しむ方々のことに思いを致しております。

現在の状況を考慮すれば、市場、レストラン、オンラインでの野生生物の販売を一時的に禁止にした中国政府の決定は歓迎すべきものです。野生動物の違法取引が動植物の個体数や世界の生物多様性に及ぼす悪影響はよく知られていますが、野生生物取引の市場が人間の健康に及ぼしうる脅威はあまり知られていないように思われます。

現在の新型コロナウイルスの出現と拡散、また近年のSARS、MERSおよびその他の同様の感染症の発生によって、違法あるいは無規制な野生生物取引が人間の健康にもたらす潜在的な脅威に対し、緊急に行動を起こし、認識を広めることの必要性が明らかになっています。

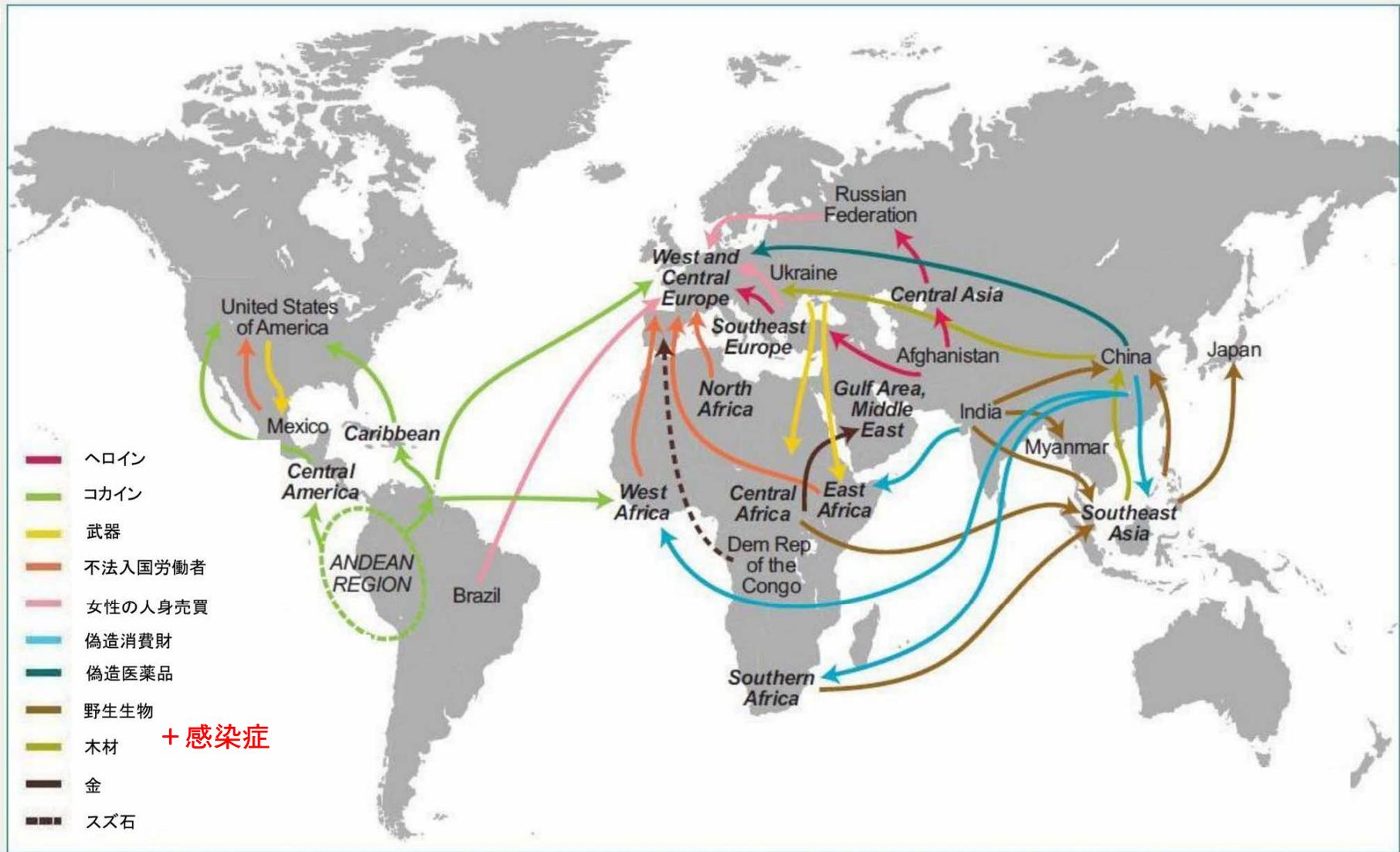


## 違法な野生生物取引が社会 におよぼす悪影響の波紋



(出典: "Fighting illicit wildlife trafficking", 2012, WWF International)

# 国境を越えた組織犯罪のルート



(出典: "Fighting illicit wildlife trafficking", 2012, WWF International)

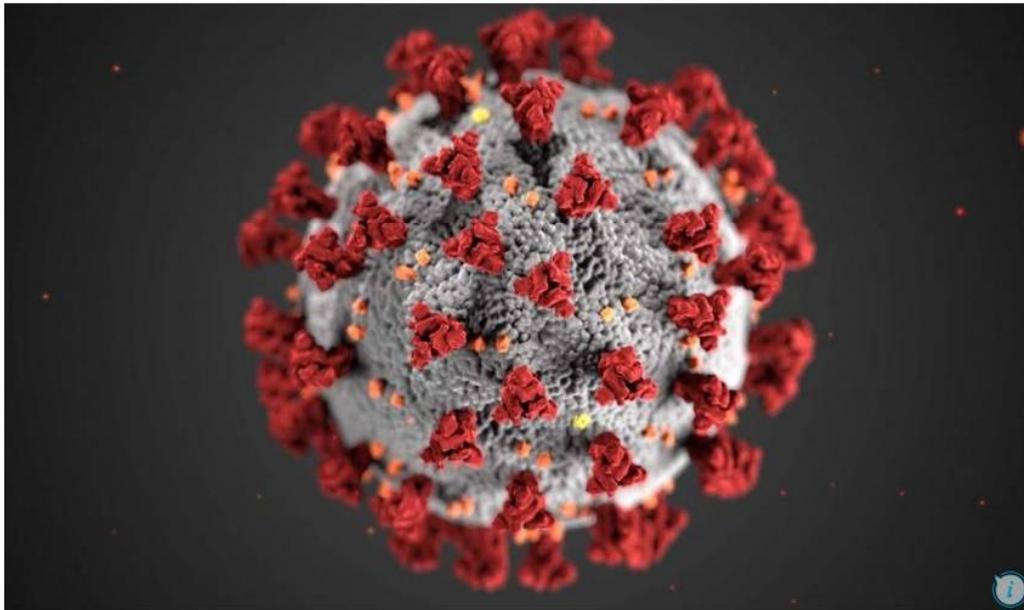


IUCN

## IUCN statement on the COVID-19 pandemic

Wed, 08 Apr 2020

As the world continues to struggle with the COVID-19 pandemic, the International Union for Conservation of Nature (IUCN) stands in solidarity with all those already directly affected by the virus around the world. Our thoughts are with all vulnerable populations, especially those who are already suffering from the ravages of environmental degradation – many with limited access to adequate healthcare for financial or geographic reasons.



The Union remains fully committed to the health and safety of our employees and constituencies, and we have taken drastic measures to protect them. We stand in support with IUCN's 1,400 Members and over 17,000 volunteer experts in the IUCN Commissions – in almost every country of the world. We applaud the many environmental heroes and indigenous peoples who continue their work at the front line of conservation during these difficult times.

IUCN reiterates its commitment to conserving nature for a healthy planet and people. We continue to help communities in these uncertain times while stepping up areas of work that will help us understand and address the underlying drivers of diseases that arise from human contacts with wildlife or livestock – known as zoonotic diseases. Many IUCN programmes, Members and Commissions are already working on issues that will help us better understand and recover from this crisis. The IUCN Species Survival Commission and Commission on Ecosystem Management are working to rapidly improve our

- 人類が野生動物や家畜と接触することで発生する、人畜共通感染症と呼ばれる病気の根本的な原因を理解し対処する活動を支援している。
- IUCNの多くの専門家グループや委員会は、この危機を理解し、回復するのに役立つ問題に取り組んでいる。
- IUCN種の保存委員会と生態系管理委員会は、野生生物の違法取引や土地利用の変化など、人間の活動の結果として病原体の移動がどのように行われるかについて、取り組んでいる。
- 土地利用の変化により、新たな人獣共通感染症が広がっている。森林破壊、生息地の断片化、拡大する農業、人間と他の動物との接触が増え、人獣共通感染症の出現と拡大させている。
- 保護地域と環境法が、将来の病気の発症を低減または防止するための戦略として必要。
- 人獣共通感染症の蔓延につながる人間活動の結果を理解し、慎重に再建し、政策立案者から地域社会に至るまでの効果的な長期的救済策が必要。
- 特に都市部では、在宅勤務が可能になっており、車や航空機を使わず、環境汚染を減らしている。
- 自然界のフットプリントをどのように削減できるかを検討する必要がある。
- 多くの人々と共に健全な地球を確保するために協力することを約束する。

# 大型類人猿に対する共同声明



## Great apes, COVID-19 and the SARS CoV-2

Joint Statement of the IUCN SSC Wildlife Health Specialist Group and the Primate Specialist Group,

Section on Great Apes

March 15, 2020

- 大型類人猿がSARS CoV-2に感染しやすいかどうかはまだわかっていない。しかし、類人猿は人間の呼吸器病原体に感染しやすいという科学的な証拠は豊富にある。従って、大型類人猿はSARS CoV-2感染の影響を受けやすいと想定できる。
- 野生の類人猿へのSARS CoV-2の導入を防ぐために、類人猿と感染した人々との間の直接および間接的な接触を最小限に抑えること。人間が類人猿に接触することは、類人猿の安全と健康の監視を確実にするために必要な最小限に減らすことを強く勧める。
- すべてのサイトで最も重要な類人猿の訪問規則を厳密に実施する必要がある。
- 常に大型類人猿から少なくとも7メートルの距離を保つ。現在の状況では10メートルを強くお勧めする。
- 臨床的に病気の人、または過去14日間に病気の人と接触したことがある人(公園のスタッフ、研究者、観光客など)が、類人猿に行くことを許可しないこと。
- などなど。



# CMS



# ボン条約(移動性野生動物種の保全に関する条約)新型コロナのページ

## Convention on the Conservation of Migratory Species of Wild Animals

[About](#)[Convention Bodies](#)[Documents](#)[Activities](#)[Species](#)[Publications](#)[CMS Instruments](#)[CMS COP13 NEWSROOM](#)[Home](#) / [News](#) / [Op-ed](#) / [COVID-19 & MIGRATORY SPECIES](#)<https://www.cms.int/en/news-covid19-wildlife>

### COVID-19 & MIGRATORY SPECIES



Facts and Information

about the Coronavirus Disease (COVID-19) and Wildlife

#### 大型類人猿はCOVID-19に感染しやすい

21 April 2020



IUCN専門家グループは、類人猿もCOVID-19に感染しやすいと結論付けている。類人猿に感染した事例は報告されていないが、COVID-19に感染しやすい。類人猿は人間の呼吸器病原体に感染しやすいことが示されている。

意見: 私たちの敵であるどころか、コウモリは今まで以上に保護を必要としている。

09 April 2020



コロナウイルス病 (COVID-19) のさらなる拡大を防ぐための努力が世界中で急増しているが、一部のコミュニティや政府当局が間違った敵であるコウモリを標的にしているという驚くべき報告がある。コウモリを殺してもCOVID-19は止まらない。また、自然環境で人間の健康に危険を及ぼさず、受粉、種子散布、39害虫駆除などの多大な利益をもたらす哺乳類に回復不能な害を及ぼす可能性もある。



# バラスト水条約

# 2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約 (略称:船舶バラスト水規制管理条約)

この条約の締約国は、  
1982年の海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)第196条1が、「いずれの国も、自国の管轄又は管理の下における技術の利用に起因する海洋環境の汚染及び海洋環境の特定の部分に重大かつ有害な変化をもたらすおそれのある外来種又は新種の当該部分への導入(意図的であるか否かを問わない。)を防止し、軽減し及び規制するために必要なすべての措置をとる。」と規定していることを想起し、  
1992年の生物の多様性に関する条約(CBD)の目的、船舶のバラスト水を介する**有害な水生生物及び病原体の移動及び導入**が生物の多様性の保全及び持続可能な利用を脅かしていること、1998年の生物の多様性に関する条約の締約国会議(第4回会合)における海洋及び沿岸の生態系の保全及び持続可能な利用に関する決定第5号(第4回会合)並びに2002年の生物の多様性に関する条約の締約国会議(第6回会合)における生態系、生息地又は種を脅かす外来種に関する決定第23号(第6回会合)(侵入種に関する基本原則を含む。)に留意し、  
さらに、1992年の国際連合環境開発会議(UNCED)が、国際海事機関に対し、バラスト水の排出に関する適当な規則の採択を検討するよう要請したことに留意し、  
環境及び開発に関するリオ宣言の原則15及び1995年9月15日に国際海事機関の海洋環境保護委員会で採択された決議MEPC67(37)に規定する予防的な取組方法に留意し、  
また、二千二年の持続可能な開発に関する世界首脳会議が、その実施計画第34項(b)において、バラスト水における**外来侵入種**に対処する措置の立案を促進するために全ての段階における行動を要請していることに留意し、  
船舶からのバラスト水及び沈殿物の規制されていない排出が、環境、人の健康、財産及び資源に害を与える**有害な水生生物及び病原体の移動の起因となっていることを意識し、**  
国際海事機関が、**有害な水生生物及び病原体の移動に対処する**目的で採択され1993年の総会決議A774(18)及び1997年の総会決議A868(20)によってこのような問題に重点を置いていることを認識し、  
さらに、複数の国が、自国の港に入る船舶による**有害な水生生物及び病原体の導入の危険を防止し、最小にし、及び究極的に除去する**ことを目的として個別の行動をとっていること並びに世界的な懸念となっているこのような問題には効果的な実施及び統一的な解釈のための指針と共に世界的に適用される規制に基づく行動が必要とされていることを認識し、  
**有害な水生生物及び病原体の移動を継続的に防止し、最小にし、及び究極的に除去すること**となる一層安全かつ効果的なバラスト水管理の方法の開発を継続することを希望し、  
船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理により、**有害な水生生物及び病原体の移動から生ずる環境、人の健康、財産及び資源に対する危険を防止し、**最小にし、及び究極的に除去し、当該規制から生ずる望ましくない影響を回避し、並びに関連する知識及び技術の開発を奨励することを決意し、これらの目的は、船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結によって最もよく達成することができることを考慮して、次のとおり協定した。



# OIE (国際獣疫事務局)

### 野生動物取引と新興人獣共通感染症

最近出現した感染症の大部分は、野生動物を起源とするもので、その中にはラッサ、モンキーポックス、マールブルグ、ニパ、その他多数のウイルス性疾患が含まれています。コロナウイルスファミリーの中では、人獣共通感染性ウイルスとして、2003年の重症急性呼吸器症候群（SARS）の流行と2012年に初めて検出された中東呼吸器症候群（MERS）が関連しています。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行は、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）がヒト集団に取り込まれたことに起因しています。SARS-CoV-2の出現の具体的なメカニズムは明確に特定されていませんが、ある時点または時間経過により相互作用が生じ、それによって種間、おそらく複数種間で病原体の伝播が可能になりました。OIEは、人獣共通感染症の繰り返しの出現と、野生動物取引のバリューチェーン（価値連鎖）に伴ったこれらの病気のいくつかの関連性を認識しています。SARSとエボラウイルス感染症は、野生生物取引の規制が不十分な結果、深刻な社会経済危機をもたらした感染症の最近の事例です。

野生動物取引は、動物の健康とアニマルウェルフェアを脅かし、生物多様性を奪い、深刻な公衆衛生上の問題を引き起こす可能性があります。この取引は、生物多様性、種の保全、加盟国の国家資源の枯渇に深刻な悪影響をもたらしています。OIEは、野生動物の取引が多く地域や農村部のコミュニティにとって重要なタンパク源、収入、生計の源であることを認めています。しかし、これは前述のリスクとのバランスがとれていなければなりません。そのため、健全なガイダンス、基準、リスクアセスメントとリスク管理ツールを提供することで、合法的で持続可能な責任ある野生生物の利用を支援する必要があります。

OIEは、健康リスクを低減し、アニマルウェルフェアと生物多様性の保全を支援する健全なガバナンスと規制原則に基づいた野生生物取引のためのガイドラインや基準を策定しています。これらの基準は、合法的な野生生物の取引、輸送、捕獲、養殖、マーケティング、消費における持続可能で責任ある慣行をもたらすものです。OIEはまた、野生生物取引のバリューチェーンに関連するリスク評価と疾病管理に関するベストプラクティス（最善慣行）を確保するための一連のツールの作成にも力を入れています。これには、脅威の早期発見、野生生物の病気のサーベイランス、情報管理、リスク評価、流出防止、緩和策の実施に関する加盟国の持続的な能力を高めるための科学的ネットワークの強化が含まれます。OIEはまた、利害関係者にリスクと予防対策を伝えることで、スピルオーバー（病原体が溢れ出すこと）の削減における獣医師の役割についての知識と認識を高め、リスクの高い人々にリスクと削減戦略を伝え、適切な行動変容をもたらすよう努めています。

OIEは、このような対策をとることで、将来のパンデミック（感染症の世界的大流行）を防ぎ、天然資源を保護し、種の保全に貢献し、経済活動の繁栄を可能にできると考えています。





# IPPC (国際植物検疫条約)

[逆引き事典から探す](#)[組織別から探す](#)[キーワードから探す](#)

Google カスタム検索

検索

[会見・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)[ホーム](#) > [消費・安全](#) > [植物検疫に関する情報](#) > [国際植物防疫条約（IPPC）について](#)

## 国際植物防疫条約（IPPC）について

更新日：2020(令和2)年3月18日

IPPCは、植物に有害な病害虫が侵入・まん延することを防止するために、加盟国が講じる植物検疫措置の調和を図ることを目的としています。

1952年4月に発効し、184の国と地域が加盟しています（2020年3月現在、我が国は原加盟国）。事務局はFAOに設置され、植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）の策定、技術協力の実施、病害虫に関する情報交換等を行っています。

例えば、病害虫のリスク分析に関する方法や病害虫を消毒する方法等の国際基準を策定しています。

[IPPC（英文）](#)[IPPC（和文）](#)[IPPCの組織](#)

\*IPPC：Internati

\*ISPM：Internati

### 第二条 用語

「有害動植物」とは、植物、動物又は**病原体のあらゆる種**、ストレイン又はバイオタイプであって、植物又は植物生産物に有害なものをいう。



# 野生生物感染症(仮称)

# 野生生物に対する感染症

## 野生生物感染症

対象動物	対象疾病	媒介等
コウモリ	白い鼻症候群（ホワイトノーズシンドローム） 致死性カビ	
爬虫類・両生類	クリプトスポリジウム症	
両生類	ラナウイルス感染症	ウシガエル
カエル (アカガエル属、ヒキガエル属)	ラナウイルス(Frog Virus3)	
世界の両生類	ラナウイルス感染症	
カエル	カエルツボカビ症(カエルツボカビ)	在来両生類保有
マダイ	イリドウイルス	淡水魚
コイ	コイヘルペス	
ニホンザリガニ	水カビ病（ザリガニペスト）	ウチダザリガニ媒介

2012 AIRIES

### 外来種と野生生物の感染症：両生類のラナウイルス感染症

宇根 有美 麻布大学 獣医学部 病理学研究室

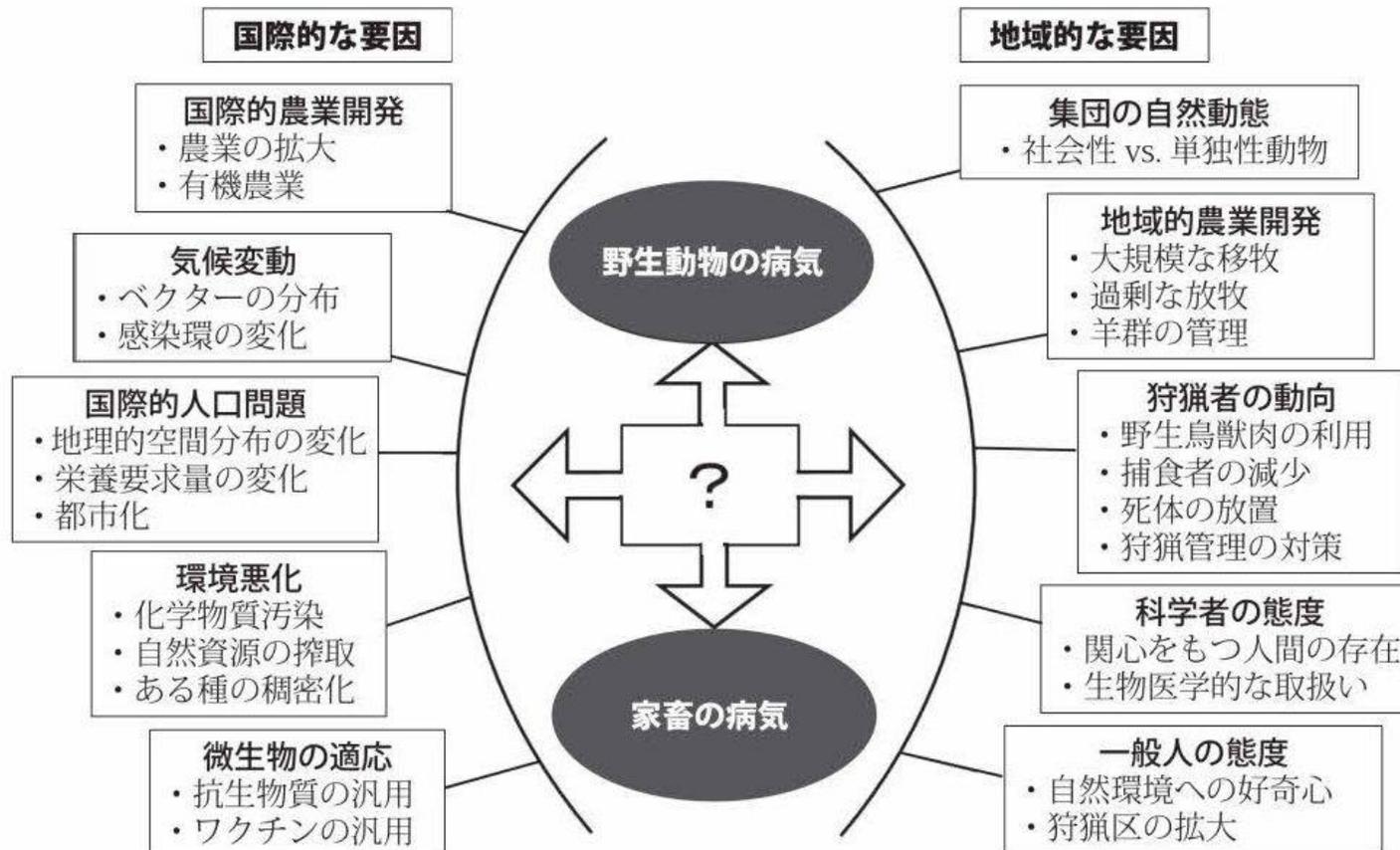
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/koi/index.html>

<https://natgeo.nikkeibp.co.jp/nng/article/news/14/2317/>



## 家畜と野生動物の間を行き来する感染症

村田浩一



病気を対象とした場合の「家畜と野生動物のインターフェイス（相互作用）」に影響を与える多様な要因 [9]。感染症の監視・制御を行う場合には、これだけの要因を考慮に入れる必要がある。



# ワンヘルスアプローチ

# ワンヘルスとマンハッタン原則



## ロックフェラー大学 キャスパー・オーディトリウム

「一つの世界、一つ健康」

グローバル化した世界における、分野を超えた健康への架け橋の構築

ヒト、家畜、野生動物の間で起こる疾病の現状と統御の可能性に焦点をあてたシンポジウム(野生動物保護協会が組織し、ロックフェラー大学主催)が2004年9月29日開催された(世界中の健康に関する専門家が一堂に会した)。

専門家パネリストは、エボラ出血熱、鳥インフルエンザ、慢性消耗性疾患(CWD)を例にケーススタディーを行い、地球の生命体の健康への脅威に対する国際的、学際的アプローチのための優先事項を提示した。



「One World, One Health」の主催者により、その成果は「マンハッタン原則」と命名され、**12の勧告(行動計画)**として提示された。この勧告は、ヒトと家畜と我々すべてを支える基盤となる生物多様性の利益に適合するもので、エコシステムを維持し、ヒトと動物の流行病を防御するためのより統合的なアプローチを確立することを目指している。

**マンハッタン原則による12の行動計画【感染症リスクの抑制を図る戦略的枠組み】**

世界の指導者、市民社会、保健衛生組織、科学者団体に、以下のことを勧告する。

(以下、抜粋)

1. 人、家畜、野生動物の健康が、生物多様性と生態系機能にリンクしていることを認識する。
2. 土地と水の使用法の決定が、健康維持に深く関連することを認識する。
3. 野生動物の健康科学は、グローバルな疾病の予防、監視、規制の強化と緩和に不可欠である。
4. 人の衛生プログラムが環境保護活動に大いに貢献することを認識する。
5. 種を超える新興・再興感染症の予防、監視、規制の強化と緩和等の前向きな取組みを進める。
6. 感染症の脅威を解決しようとする場合、家畜の健康に関する要望と生物多様性・保全を十分に統合する。
7. 生きた野生動物や、その肉類の国際的貿易量を減らし規制する。
8. 疾病制御のために野生動物の大量処分を行う場合でも、国際的、科学的な同意が必要である。
9. 衛生に関する国際的インフラ投資、国際的な人と動物の健康監視とタイムリーな情報交換能力が必要である。
10. 政府、地域住民、私的・公的部門が、生物多様性等保全のために協力体制を確立する。
11. 新興・再興感染症の脅威に立ち向かう早期警戒体制を確立するため、国際的野生動物疾病監視の支援を行う。
12. 世界の人々の教育と啓蒙、健康と生態系の統合に関する深い理解が必要である。

結語：人と動物の間で起こる新興・再興感染症を防ぐには、政府機関・個人・専門家・各分野の壁を乗り越えるしか方法はない。

# One World - One Health (1つの世界、1つの健康)

## Companion animals



## Wildlife



**地球上の生態系の保全は、ヒトおよび動物の健康の両者が  
相まって初めて達成できる。その実現と維持のためには、  
ヒトと動物の健康維持に向けた取り組みが必要**

## Mankind



## Production animals



人と動物の一つの衛生を目指すシンポジウムについて  
—人獣共通感染症と薬剤耐性菌—  
平成28年3月20日(日) 日本医師会大講堂

北海道大学 大学院獣医学研究科  
微生物学教室

**One Health とは**  
迫田義博

OIE 高病原性鳥インフルエンザ  
リファレンスラボラトリー

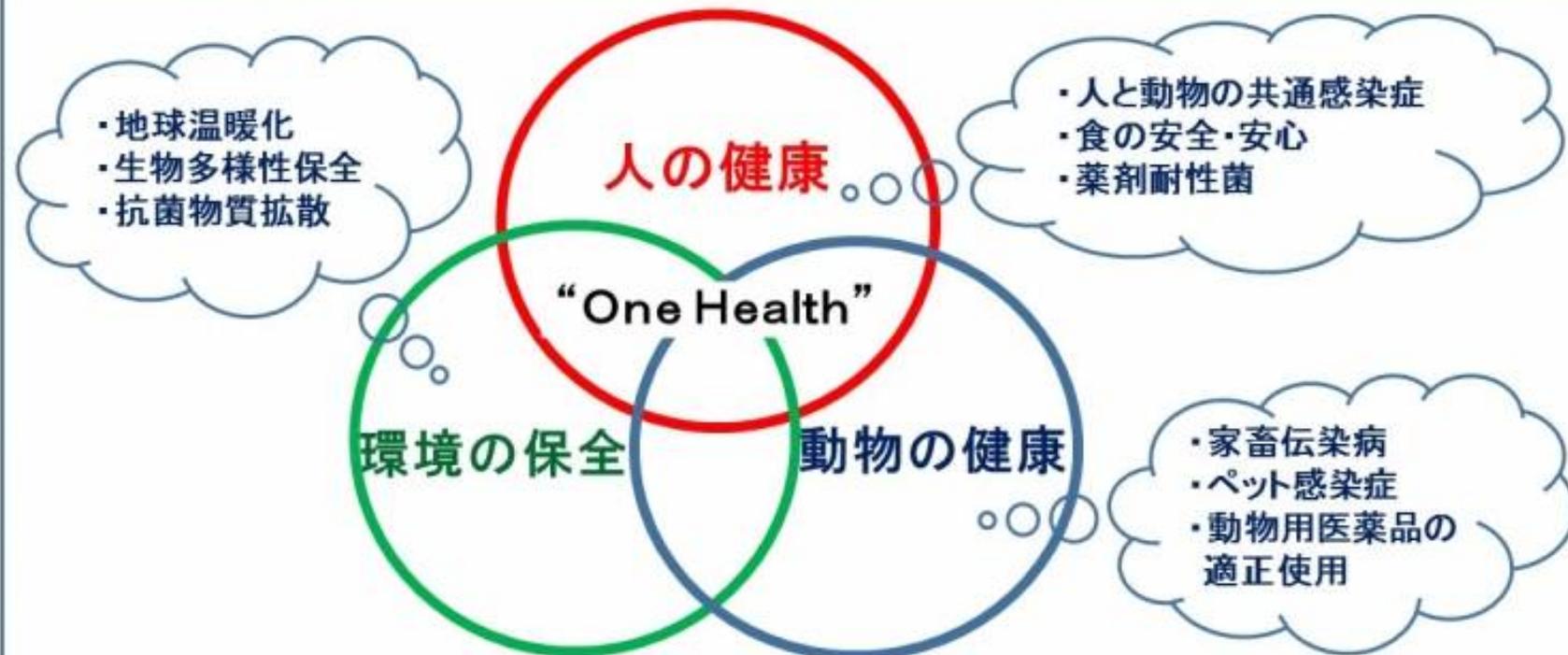


Hokkaido University  
Leading Graduate School  
Veterinary Science for One Health

# ワンヘルスの理念

## “One Health”の理念

人と動物の健康と環境の保全を担う関係者が緊密な協力関係を構築し、分野横断的な課題の解決のために活動していこうとする考え方



# One Health概念図





# 日本ワンヘルスサイエンス学会

Japan Society of One Health Sciences



学会概要・事務局

学会趣意書

会則

入会・各種手続き

役員

名誉会員

学術集会・講演会

学術集会ポスター・抄録集

常置委員会

最新情報

学会・研究会  
カレンダー 2020  
春 夏

学会・研究会  
カレンダー 2020  
秋 冬

学会・研究会カレンダー  
掲載数業界NO.1

## 学会概要・事務局

日本ワンヘルスサイエンス学会は、人間・動物・環境の3者の健康のバランスが非常に重要なものであるとするOneHealthの立場から医学・薬学・保健衛生学、獣医学、農学、理学、工学などの領域の研究者が集まり、知識の交流を通してヒト、動物、環境の健康に貢献することを目的とします。

「会員限定」の閲覧には、日本ワンヘルスサイエンス学会（左バナー：入会・各種手続き）に入会ください。

会員は「アカウント発行（右バナー）」よりID/PASSを取得してアクセスください。事務局で会員資格を確認の後、IDとパスワードで「会員限定」の閲覧が可能となります。

### 第4回日本ワンヘルスサイエンス学会開催案内

第4回日本ワンヘルスサイエンス学会を以下の要領で開催いたします。多くの皆様のご参加とご発表をお願い申し上げます。

記

#### ■会期

令和2年9月12日（土）9:00~17:30

#### ■会場

東京大学弥生講堂（〒113-8657東京都文京区弥生1-1-1東京大学農学部内）

<http://www.a.u-tokyo.ac.jp/nakashima/index.html>

#### ■参加申し込みおよび参加費

・参加者は原則として所定のエクセルファイルにて事前申し込みをお願いいたします。

・参加費：3,000円（学生および大学院生は無料：当日、学生証を提示してください）

#### ■情報交換会（18:00~）

・東京大学農学部内レストラン・アブルポア

<http://www.mukougaoka-facultyhouse.jp/>

・情報交換会参加：4,000円

アカウント発行

ログイン

パスワードを忘れた方はコチラ

当サイトはm3.com学会研究会のサービスを利用しています。ログインにはm3.com IDが必要です。  
m3.com学会研究会とは



団体へのお問い合わせはこちら ▶

ログインできない！  
IDやパスワードが分からない方へ

Q&Aはコチラ



日本ワンヘルスサイエンス  
学会雑誌

## ワンヘルス・アプローチに基づく動物由来感染症対策

動物から人へ、人から動物へ伝播可能な感染症(人獣共通感染症)は、全ての感染症のうち約半数を占めており、医師及び獣医師は活動現場で人獣共通感染症に接触するリスクを有しています。こうした分野横断的な課題に対し、人、動物、環境の衛生に関わる者が連携して取り組むOne Health(ワンヘルス)という考え方が世界的に広がってきており、厚生労働省も、One Healthの考え方を広く普及・啓発するとともに、分野間の連携を推進しています。

### 連携シンポジウム

平成27年度から、医学・獣医学の横断的な連携(ワンヘルス・アプローチ)を推進し、動物由来感染症の予防・探知・治療等の対策強化を図るために、連携シンポジウムを開催しています。

- 医師・獣医師間の知識・問題意識の共有、意見交換の促進、協働意識の醸成
- 臨床医師・獣医師による、動物由来感染症の患者や患者の積極的かつ迅速な探知とその情報発信、病態の解明、予防・診断・治療の向上

- 2020年01月09日掲載 [One Healthに関する連携シンポジウムーダニ媒介感染症と予防対策ー](#)
- 2019年01月11日掲載 [One Health連携シンポジウムーヒトと動物の共通感染症の現状と課題、その対策ー](#)
- 2018年01月11日掲載 [ワンヘルスに関する連携シンポジウムーヒトと動物の共通感染症ー](#)
- 2017年10月20日掲載 [ワンヘルスに関する連携シンポジウムー薬剤耐性\(AMR\)対策ー](#)
- 2016年11月11日掲載 [厚生労働省セッションー 薬剤耐性\(AMR\)対策ー【第2回世界獣医師会-世界医師会“One Health”に関する国際会議】](#)
- 2016年08月20日掲載 [人と動物の一つの衛生を目指すシンポジウムー人獣共通感染症と薬剤耐性菌ー](#)

## 国際機関の対応

**OIEが野生動物疾病の新しい届出制度を始める (WHO, FAO共同)**



/ 野生動物疾病の統御がOIE(178ヶ国)の新戦略になった  
/ 新しい届出制度の導入 (One World, One Health)

**目的:** 以下の目的で、国際的な野生動物疾病届出の制度を確立する

- 1, 人の公衆衛生の立場で人獣共通感染症の統御 (WHO, OIE)
- 2, 食の安全保障、食の安全のために家畜感染症の統御 (FAO, OIE)
- 3, 生物多様性とエコシステムのために野生動物の疾病統御 (OIE, UNEP)

# One World, One Health



One Planet, One World, One Health

One Planet

かけがえのない地球

One World

かけがえのない世界

One Health

かけがえのない健康(命)



# 人獸共通感染症



# 世界中で新しい感染症が次々と発生しており、 そのほとんど全ては人獣共通感染症



人と動物の一つの衛生を目指すシンポジウムについて  
—人獣共通感染症と薬剤耐性菌—  
平成28年3月20日(日) 日本医師会大講堂

**One Health** とは  
— 迫田義博

北海道大学 大学院獣医学研究科  
微生物学教室

OIE 高病原性鳥インフルエンザ  
リファレンスラボラトリー

# PROCEEDINGS OF THE ROYAL SOCIETY B

BIOLOGICAL SCIENCES

哺乳類個体群の世界的な変化と  
ウイルスの波及リスクの主要な予  
測因子を明らかにしたレポート

Open Access

Check for updates

View PDF

Tools Share

Cite this article ▾

Section

Abstract

1. Introduction

2. Material and methods

3. Results and discussion

5. Conclusion and future  
directions

Data accessibility

Authors' contributions

Competing interests

Research articles

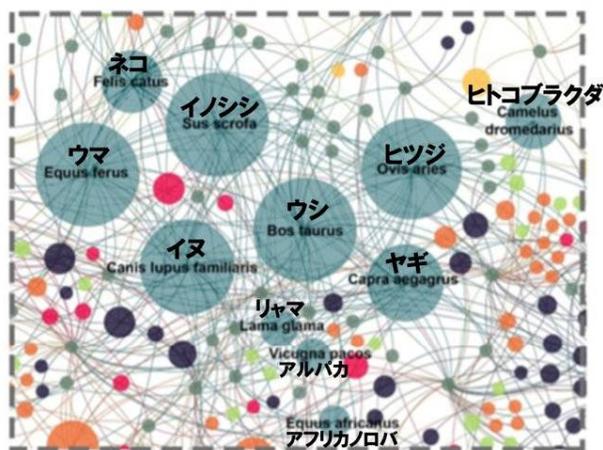
## Global shifts in mammalian population trends reveal key predictors of virus spillover risk

Christine K. Johnson , Peta L. Hitchens, Pranav S. Pandit, Julie Rushmore,  
Tierra Smiley Evans, Cristin C. W. Young and Megan M. Doyle

Published: 08 April 2020 | <https://doi.org/10.1098/rspb.2019.2736>

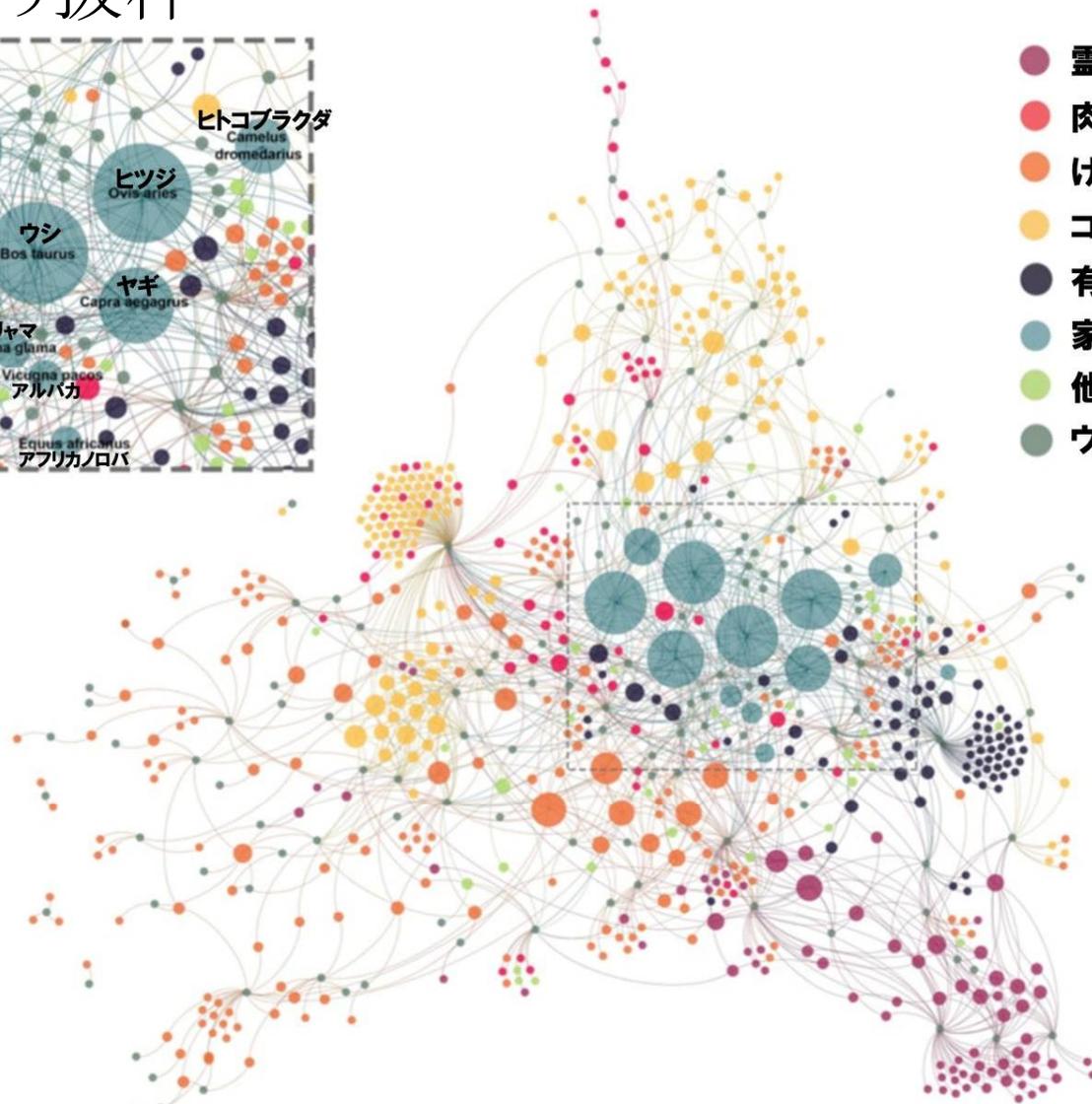
これまでに報告されている人獣共通感染症ウイルスと哺乳類多様性との関係を統計学的に解析した結果、特に、ネズミ目、コウモリ目、および霊長目という種多様性が高い3つの哺乳類目がこれまでに報告された人獣共通感染症ウイルスの大部分(75.8%)の宿主として関与していることが示されている。

# 五箇公一FBより抜粋



- 霊長目
- 肉食獣
- げっ歯目
- コウモリ目
- 有蹄目
- 家畜動物
- 他の野生動物
- ウイルス

ネズミ目、コウモリ目、霊長目動物は家畜とは無関係のウイルスも多数保有しており、これらの動物は家畜動物というインターフェース抜きにして直接、人間とウイルスを共有できるハイリスクな動物群であると考えられる。



哺乳動物類と人獣共通感染症ウイルスの関連性ネットワーク樹:

ウイルスの共有関係を線で結んでいる。各動物目の円の大きさは保有するウイルスの数を相対的に表している。薄青色で示されるペットを含む家畜動物類がネットワークの中心に大きく位置しており、いかに多くの感染症ウイルスを野生動物類から受け継ぎ、保有しているかがわかる。



# 動物由来感染症を知っていますか？

## 動物由来感染症とは

「動物由来感染症」とは動物から人に感染する病気の総称です。人と動物に共通する感染症（Zoonosis:ズーノーシス）は、日本では、「人獣共通感染症」や「人と動物の共通感染症」ともいわれますが、厚生労働省は人の健康問題という視点に立って、「動物由来感染症」という言葉を使っています。世界保健機関（WHO）では、ズーノーシスを「脊椎動物と人の間で自然に移行するすべての病気または感染（動物等では病気にならない場合もある）」と定義しています。なお、「動物由来感染症」には、人も動物も重症になるもの、動物は無症状で人が重症になるもの等、病原体によって様々なものがあります。

## 動物由来感染症が問題となる背景

その背景として人間社会の変化と人間の行動の多様化があげられています。例えば、交通手段のめざましい発展による膨大な人と物の移動、人口の都市集中化、絶え間ない土地開発と自然環境の変化、先進国では抵抗力の弱い高齢者等の感染を受けやすい人々の増加の影響や、野生動物のペット化等があげられています。そのような中で今まで未知であった感染症が明らかになったり（新興感染症）、忘れられていた感染症がその勢いを取り戻しています（再興感染症）。私たちは多くの生物と共存している事実を忘れずに、幅広い視野に立って感染症の対策を立てていく必要があります。



## 世界では、たくさんの新しい感染症が見つっています

世界では従来知られていなかった新しい感染症が次々と見つっています。そしてその多くが動物由来感染症です。それらの中には感染力が強く重症化する傾向のあるもの、特異的な治療法がないもの、ワクチンが実用化されていないものもあります（重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、マールブルグ病、中東呼吸器症候群（MERS）、ハンタウイルス肺症候群等）。動物由来感染症は、世界保健機関（WHO）で把握されているだけでも200種類以上あります。また、近年問題になっている生物テロ兵器として、炭疽菌、ペスト菌、野兔病菌等の細菌、ウイルス性出血熱のウイルス等があげられていますが、これらはいずれも動物由来感染症の病原体です。

## 日本と世界の動物由来感染症

世界中で数多くある動物由来感染症のすべてが日本に存在するわけではありません。日本には寄生虫による疾病を入れても数十種類程度と思われる。このように、日本では動物由来感染症は比較的少ないのですが、世界では多くの動物由来感染症が発生しています。従って、特に海外ではむやみに野生動物や飼育主不詳の動物に触れることは止めましょう。

### 日本に動物由来感染症が比較的少ない理由

#### ・地理的要因（温帯で島国）

日本は全体として温帯に位置しているため、特に熱帯・亜熱帯地域に多い動物由来感染症がほとんどありません。また、島国であるため周囲の国々からの感染源となる動物の侵入が限られています。これらの地理的要因のため野生動物由来の感染症やマダニ・蚊等の節足動物（ベクター）が媒介する動物由来感染症が比較的少ないと思われます。

#### ・家畜衛生対策等の徹底

日本では獣医学分野が中心となって家畜衛生対策、狂犬病対策を徹底して行ってきました。その結果、家畜のブルセラ病や牛型結核のように、家畜から人に感染する病気でほとんど見られなくなったものや、狂犬病のように国内から一掃された動物由来感染症があります。

#### ・衛生観念の強い国民性

日本人は、日常的な衛生観念の強い国民であるといわれており、手洗いの励行やネズミ・ハエ等の対策を積極的に行ってきたこと等も関係があると思われます。



人と動物には共通した病気があることを、  
あなたのためにも、動物のためにも知っておきましょう

●我が国や外国で実際に発生している主な動物由来感染症

群	動物種(昆虫含む)	主な感染症	予防のポイント
ペット	犬	パストツレラ症、皮膚糸状菌症、エキノコックス症、 狂犬病(*1)、カプトサイトファーガ・カニモルサス感染症、 コリネバクテリウム・ウルセランス感染症、ブルセラ症、 重症熱性血小板減少症候群(SFTS)	節度ある触れ合い 手洗い等の励行
	猫	猫ひっかき病、トキソプラズマ症、回虫症、Q熱、 狂犬病(*1)、パストツレラ症、カプトサイトファーガ・ カニモルサス感染症、コリネバクテリウム・ウルセランス 感染症、皮膚糸状菌症、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)	
	ハムスター	レプトスピラ症、腎症候性出血熱、皮膚糸状菌症、野兔病	
	小鳥	オウム病	
野生動物	爬虫類	サルモネラ症	病気について不明 なことも多いので、 一般家庭での飼育 は控えるべき
	観賞魚	サルモネラ症、非定型抗酸菌症	
	プレーリードッグ	ペスト(*1)、野兔病	
	リス	ペスト(*1)、野兔病	
	アライグマ	狂犬病(*1)、アライグマ回虫症(*2)	
	コウモリ	狂犬病(*1)、リッサウイルス感染症(*1)、 ニパウイルス感染症(*1)、ヘンドラウイルス感染症(*1)	
	キツネ	エキノコックス症、狂犬病(*1)	
	サル	エボラ出血熱(*1)、マールブルグ病(*1)、 Bウイルス病(*2)、細菌性赤痢、結核	
	野鳥(ハト・カラス等)	オウム病、ウエストナイル熱(*1)、クリプトコッカス症	
ネズミ	ラッサ熱(*1)、レプトスピラ症、 ハンタウイルス肺症候群(*1)、腎症候性出血熱		
家畜さん	ウシ、鶏	Q熱、クリプトスポリジウム症、腸管出血性大腸菌感染症、 鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)(*2)、炭疽	適切な衛生管理
その他	蚊	ウエストナイル熱(*1)、ジカウイルス感染症、 チクングニア熱、デング熱	虫除け剤、長袖、 長ズボン等の着用
	ダニ類	ダニ媒介脳炎、日本紅斑熱、クリミア・コンゴ出血熱(*1)、 つづが虫病、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)	

\*1：我が国で病原体がまだ、もしくは長期間発見されていない感染症    \*2：我が国では患者発生が報告されていない感染症

動物由来感染症には、医学と獣医学の分野が協力して対応を進めています。  
なお、このハンドブック作成には人と動物の共通感染症研究会のご協力をいただきました。

お問い合わせは最寄りの保健所へ

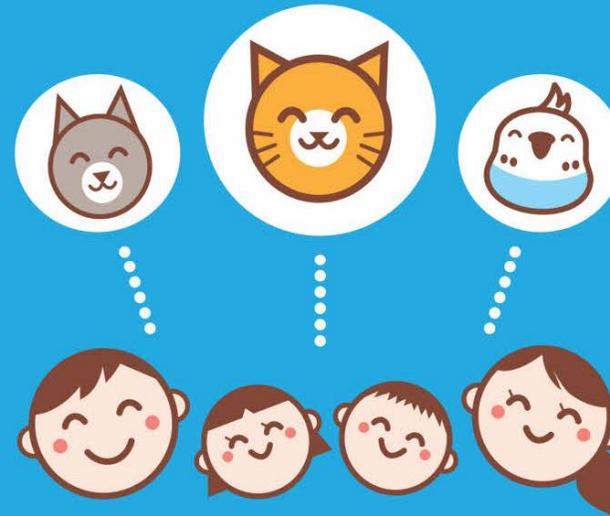


# ズーノーシス 動物由来感染症 ハンドブック 2018

動物と

ズーノーシス  
動物由来感染症に感染しないために

## 正しい距離でお付き合い





# 世界ではこんなことが 起こっています

## アジアであったこんな話

- レプトスピラ症  
川で泳いで不明熱、感染源は細菌保有のネズミ。
- 鳥インフルエンザ (H5N1)  
鶏やアヒルなど家禽類での感染がアジア、ヨーロッパ、アフリカ等に拡大し、感染した家禽類と濃厚に接触した人が感染し死亡。
- 鳥インフルエンザ (H7N9)  
主に中国、香港、台湾で感染者が確認されている。感染した家禽類と濃厚に接触した人が感染し死亡。
- ニパウイルス感染症  
オオコウモリのウイルスが豚に感染した後に、人は豚から感染して脳炎で死亡。
- 狂犬病  
犬に咬まれて感染後に発症し、死亡。  
台湾で清浄化以来、52年ぶりにイタチアナグマでの流行を確認。
- デング熱  
流行地域で蚊に刺されることによりウイルスに感染し発症、まれに重篤なデング出血熱になることもある。
- チクングニア熱  
流行地域で蚊に刺されることにより感染する。感染地域もアフリカ、南アジアから東南アジアへと拡大している。
- 中東呼吸器症候群 (MERS)  
中東で流行している MERS が韓国内で流行 (韓国における患者数 186 人)。
- 腎症候性出血熱  
ネズミが病原体を保有し、その尿中に排泄。発熱、出血傾向、腎障害を特徴とする風土病としてユーラシア大陸各地に定着。

## 日本であったこんな話

- 狂犬病  
海外で犬に咬まれて感染した人が、日本に帰国して発症後、死亡。
- オウム病  
展示施設の従業員や来場者の間で集団発生。
- エキノコックス症  
キタキツネの糞中の卵に感染して 20 年後に発症。
- 腸管出血性大腸菌感染症  
触れ合い動物施設に来場した人の中で集団感染。
- Q 熱、パスツレラ症、猫ひっかき病、カブノサイトファーガ・カニモルサス感染症、コリネバクテリウム・ウルセランス感染症  
犬、猫がふつうに持っている病原体で、密接な接触によって感染。
- レプトスピラ症  
感染ネズミの尿で汚染された池や川で水遊びをして感染し、発症。
- サルモネラ症  
ペットのミドリガメやイグアナ等の爬虫類から子供が感染し、重症に。
- 日本紅斑熱  
温暖な太平洋沿いでマダニに咬まれて発症し、春と秋が発生のピークに。
- 結核  
動物園のサルが感染し、安楽死処分。
- 重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)  
野外でウイルスを持ったマダニに刺された人が感染。発症した犬から飼い主が感染。
- ブルセラ症  
繁殖用の犬からペットショップ経営者がブルセラ症に感染。

## ヨーロッパであったこんな話

- サルモネラ症  
爬虫類のペットから、乳児が感染して死亡。
- ダニ媒介脳炎  
中欧で森林散策した後に、高熱を出して死亡。
- 野兔病  
汚染地帯で、野ウサギやマダニから感染して発症。



## アフリカであったこんな話

- エボラ出血熱、マールブルグ病  
サルから感染した後に、人から人へ体液で感染。
- サル痘  
人がサルやリス等の野生動物から感染すると、天然痘に似た症状。
- クリミア・コンゴ出血熱  
動物やマダニから人が感染した後に、人から人へ院内感染。
- ラッサ熱  
西アフリカでヤワゲネズミ (マストミス) が媒介する病気。感染者は毎年 10 ~ 30 万人と推定。

## 中近東であったこんな話

- ブルセラ症  
ウシ等の家畜に触れたり、未殺菌乳を飲んで慢性感染。
- 炭疽  
もともと病原菌は土壌に長期生存し、人は感染した動物から感染。
- 中東呼吸器症候群 (MERS)  
ヒトコブラクダが感染源として有力視されている。

## 北アメリカであったこんな話

- 狂犬病  
コウモリから感染して発症後に死亡。まれに、発症したアライグマやスカunkに咬まれて感染。
- ペスト  
野生リス、プレーリードッグが感染源。死亡者もいる。
- ウエストナイル熱  
蚊が媒介するウイルス病、カラスの不明死に次いで人での発症。
- ハンタウイルス肺症候群  
致死率の高い呼吸器感染症、野生ネズミが感染源。
- B ウイルス病  
アジア産サルに咬まれ、唾液に潜んでいた致死性ウイルスに感染。
- サル痘  
アフリカから輸入した齧歯類からプレーリードッグに感染し、さらに人へ。

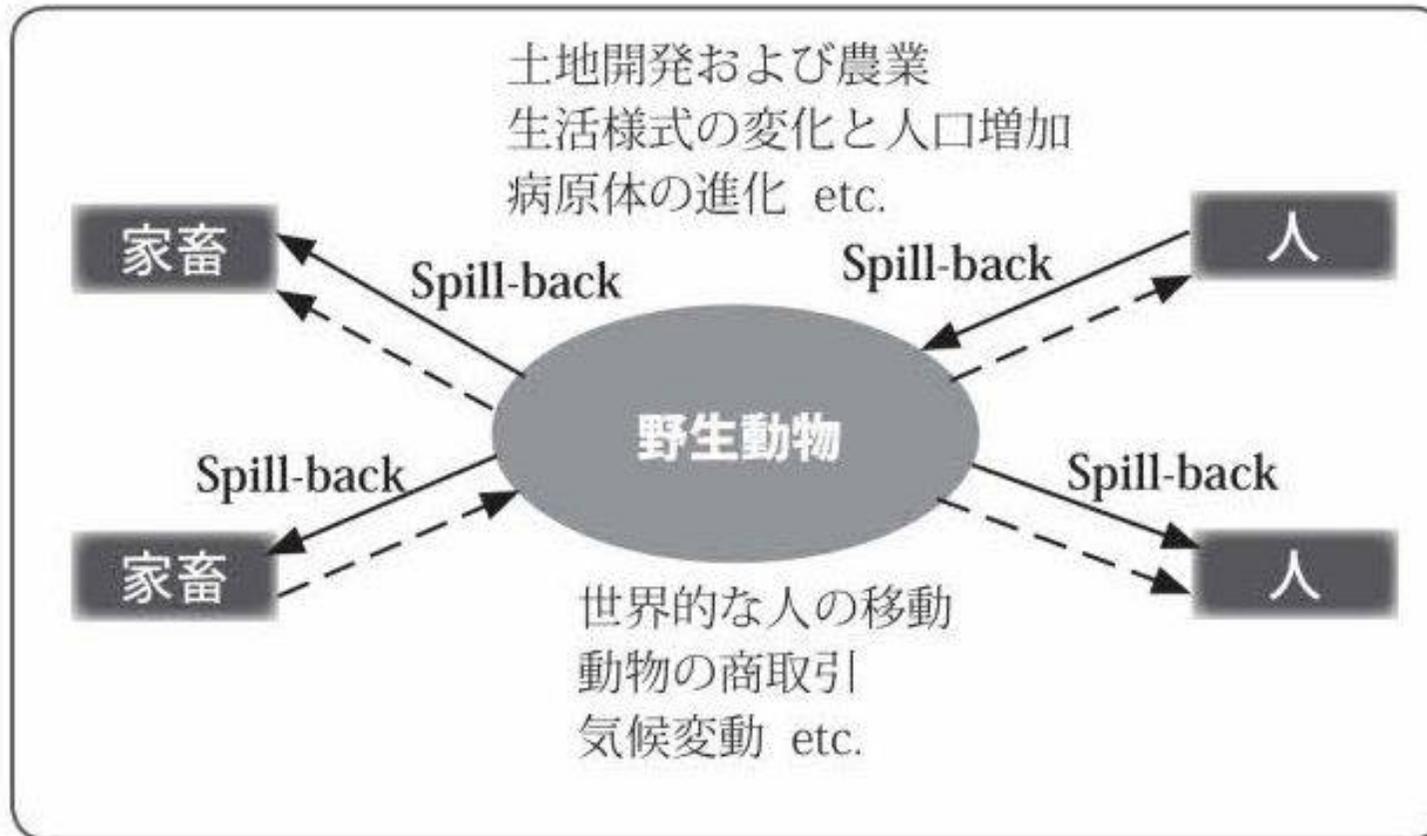
## 中南米であったこんな話

- 黄熱  
サルでの流行が見られる森林地帯で、感染サルを吸血した蚊に刺された人が感染。
- 狂犬病  
吸血コウモリに咬まれて感染した人や家畜が発症して死亡。まれに、野生のサルも発症。
- 南米出血熱  
南米諸国 (アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、ベネズエラ) の野ネズミから感染。
- ジカウイルス感染症  
流行地域で蚊に刺されることにより感染する。アフリカ、中南米、アジア太平洋地域で発生があるが、近年は中南米で流行が拡大している。ギラン・バレー症候群や胎児の小頭症との関連性が強く示唆されている。



## 家畜と野生動物の間を行き来する感染症

村田浩一



家畜と人と野生動物の間の病原体伝播  
決して野生動物から家畜もしくは人へ病原体が一方的に伝播するわけではない。



# 水產資源保護法



## 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律の施行について

17消安第6856号  
平成17年10月14日

都道府県知事殿

農林水産省消費・安全局長

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律（平成17年法律第36号。以下「改正法」という。）が第162回国会において成立し、平成17年4月27日に公布され、平成17年10月20日から施行されることとなった。  
また、これに伴い、水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令（平成17年農林水産省令第108号）及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令（平成17年農林水産省令第109号）が同日付けで施行されることとなった。  
については、下記の事項に御留意の上、改正後の水産資源保護法（昭和26年法律第313号）及び持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）の適切かつ円滑な運用について、格段の御配慮をお願いする。

### 記

#### 第1 法律改正の趣旨

水産動物の疾病対策は、我が国の水産資源の保護培養、持続的な養殖生産の確保の観点から極めて重要であり、従来から、水産資源保護法に基づく輸入防疫制度及び持続的養殖生産確保法に基づく国内防疫制度により、水産動物の伝染性疾患の侵入及びまん延の防止を図ってきたところである。

一方、平成15年秋以降、コイヘルペスウイルス（KHV）病の発生が国内各地で確認された事例に象徴されるように、輸入防疫については、その対象が水産動物の種苗に限定され、また、輸出国の検査証明書のみによる書類審査であるため、輸入時のチェックを十分に行うことができないこと、国内防疫については、都道府県が早期に発生を把握することができず、まん延防止措置の初動が遅れた事例がみられたこと等の問題点が明らかになった。

このような状況を踏まえ、水産防疫を的確に実施するため、水産動物の輸入の許可に関し、その対象の拡充、輸入後の一定期間の管理の命令の創設等の措置を講ずるとともに、養殖水産動植物の特定疾患のまん延防止のための措置として、特定疾患発生時の届出の義務付け、特定疾患にかかるおそれのある養殖水産動植物の移動制限等の措置を講じ、輸入防疫及び国内防疫を強化することとしたものである。

なお、水産資源保護法による輸入防疫制度の運用については、「水産資源保護法の運用について」（平成8年7月20日付け8水研第746号水産庁長官通知）により、特定疾患等の発生時における対策の具体的事項については、「特定疾患等の対策について」（平成11年11月19日付け11水推第1724号水産庁長官通知）によりそれぞれ通知しているところであるが、改正法の趣旨を踏まえ、別途通知する予定であることを申し添える。

#### 第2 水産資源保護法の一部改正

##### 1 輸入防疫の対象となる水産動物の拡充

近年の水産動物をめぐる情勢については、

[1] 輸入防疫の対象としている伝染性疾患には感染し得るものの、輸入許可が不要な観賞用のきんぎょ等の輸入が著しく増大していること

[2] 当初の想定と異なり、観賞用の水産動物が河川、湖沼等の公共用水面に放流・投棄される例が多く見られるようになってきていること

から、種苗以外の水産動物の輸入による疾患の侵入・まん延のリスクが高まっており、これらに適切に対処する必要性が生じていたところである。

このため、従来は水産動物の種苗に限定していた水産資源保護法の輸入許可制度の対象となる水産動物の範囲を拡大し、その成長段階や用途にかかわらず、水産動物の伝染性疾患（輸入防疫対象疾患）にかかるおそれのある水産動物を対象動物として指定することができることとされた（改正後の水産資源保護法（以下第2において「法」という。）第13条の2第1項）。

具体的な輸入防疫対象疾患及びその対象となる水産動物の範囲は、水産資源保護法施行規則（昭和27年農林省令第44号。以下第2において「規則」という。）第1条の2において定められた。従来指定されていた水産資源の種苗の伝染性疾患と比較すると、新たにタウラ症候群が加えられる一方、クルマエビ急性ウイルス血症が除外された。また、対象水産動物については、コイヘルペスウイルス病の対象水産動物がこい全般に拡大されるとともに、コイ春ウイルス血症の対象水産動物として、きんぎょ、はくれん、こくれん、そうぎょ及びあおうおが追加された。



# 家畜伝染予防法



## 家畜伝染病予防法の解説

『家畜伝染病予防法』の目的は、第1条で「この法律は、家畜の伝染性疾病（寄生虫病をふくむ。以下同じ。）の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的とする」とされています。また、この法律は第1章～第7章までの69条と附則から構成されており、動物検疫所が主として行う輸出入に関する条文は、『第4章 輸出入検疫』として起こされています。

動物検疫において「輸入」とは、航空機による場合は動物、畜産物等を航空機の外に搬出することを、船舶による場合は動物等を陸揚げすることを意味します。

家畜伝染病予防法第1条（目的）にいう家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図るためには、国内における家畜衛生対策にあわせて、海外からの家畜の伝染性疾病の侵入を阻止することが重要です。

国際的な物流において海外からの家畜の伝染性疾病の侵入をより効果的に阻止するためには、一方的な侵入防止措置のみならず、それぞれの国が輸出国の立場にあれば家畜の伝染性疾病を出さないという国際的な相互協力が不可欠です。すなわち、輸入または輸出される動物および畜産物等の検疫については、家畜衛生上安全な物のみを輸出入させてわが国への家畜の伝染性疾病の侵入防止を図るとともに国際動物検疫に寄与するために行うこととして、その具体的な輸出入の取り扱いが、第4章に位置付けられています。

なお、第4章は、第36条から第46条の2までの構成となっておりますが、そのうち第46条は、検疫において家畜の伝染性疾病を摘発した場合にその防疫措置を国内での取り扱いに準拠して実施する等の内容で、国内での取り扱いを規定している条文を読み替えています。また、国内防疫に関する規定との違いとしては、国内防疫では家畜を主対象としつつ、家畜の伝染性疾病の発生した場合にはその病原体に汚染しているおそれのある物もすべて防疫措置の対象とすることとされていますが、第4章では、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるリスクに応じて、家畜に限らず当該疾病に感受性のある動物のほか骨、肉、皮、毛等を検疫対象として個別に明示しています。

- ✧ [検査が必要な物（指定検疫物等）](#)
- ✧ [輸入動物の検査手続](#)
- ✧ [輸出動物の検査手続](#)
- ✧ [輸出入畜産物の検査の流れ](#)

輸入禁止（法[第36条](#)、規則[第43条](#) [第44条](#)）

# 我が国における豚コレラの発生状況

- 豚コレラはアジアをはじめとする世界各地に分布。我が国は平成4年の発生事例以降、清浄化に向けて検討を進め、平成8年から清浄化対策を開始。平成25年にOIEによる豚コレラ清浄国の公式ステータスを取得（一時停止中）。
- 平成30年9月9日、岐阜県岐阜市の養豚場において26年ぶりに発生。令和元年5月3日までに22例の発生を確認。各事例について、適切な封じ込め措置を実施。
- 岐阜県の発生農場の周辺地域を中心に、野生イノシシの豚コレラウイルス感染が続いており、感染拡大防止対策を実施中。

## 豚コレラをめぐる経緯

- 1992年(H4) 国内最終発生(当時)(熊本県)
- 1996年(H8) 豚コレラ撲滅体制が確立し対策事業が開始
- 2006年(H18) ワクチン接種全面禁止
- 2007年(H19) OIEに本病の清浄化を宣言
- 2015年(H27) OIEの公式ステータスを獲得
- 2018年(H30) 9月～  
26年振りの発生(岐阜県、愛知県 計22例)

## 世界の発生状況

中国や東南アジアをはじめ、世界各国に分布。北米、オーストラリア、スウェーデン等では清浄化を達成している。

-  = 豚コレラ清浄国 (34カ国)
-  = 豚コレラ清浄地域を含む国 (2カ国)
-  = 豚コレラ非清浄国



## 発生状況

## 平成30年9月以降の発生

令和元年5月19日現在

都道府県	畜種	防疫措置対象	飼養頭数
岐阜県	豚、いのしし	発生農場:13、関連農場:2、関連と場:2	40985
愛知県	豚	発生農場:11、関連農場:21	48056 *精査中

(8例目(愛知県豊田市)の発生に伴い長野県、大阪府、滋賀県の関連農場(計3)・関連と場(計1)でも防疫措置を実施)

## 野生イノシシ対策

### ○捕獲の強化(岐阜県及び愛知県)

- ・感染イノシシの拡散防止のため防護柵を設置。
- ・野生イノシシ個体数の削減のため、感染イノシシが発見された周囲の捕獲を強化。

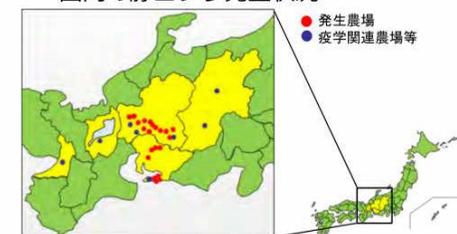
### ○野生イノシシの感染状況調査

- ・岐阜県及び愛知県  
死亡イノシシと捕獲されたイノシシについて検査を継続中。
- ・その他都道府県  
死亡イノシシについて検査を実施。

### ○経口ワクチン散布(岐阜県及び愛知県)

- ・野生イノシシを介した養豚場への豚コレラウイルスの侵入防止対策の一つとして、我が国初めての取組である経口ワクチンの散布を決定(平成31年2月)。
- ・1年を3期(春期、夏期、冬期)に分け、各期2回ずつ1年で合計6回散布。
- ・春期1回目は3月下旬から4月上旬にかけて実施。2回目散布は4月中旬から5月上旬にかけて着手。まず1年間、散布を行い効果を検証。

国内の豚コレラ発生状況



野生イノシシ検査結果(5月17日現在)

	遺伝子検査	
	検査頭数	陽性頭数
岐阜県	1,122	410
愛知県	298	18
その他都道府県	296	0



逆引き事典から探す

組織別から探す

キーワードから探す Google カスタム検索

検索

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

[ホーム](#) > [消費・安全](#) > [家畜の病気を防ぐために（家畜衛生及び家畜の感染症について）](#) > ASF(アフリカ豚コレラ)について

## ASF(アフリカ豚熱)について

更新日：令和2年5月11日  
担当：消費・安全局動物衛生課

ASF(アフリカ豚熱)は、ASFウイルスが豚やいのししに感染する伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病です。

本病は、ダニが媒介することや、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大します。本病に有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられています。

我が国は、これまで本病の発生が確認されておらず、本病の清浄国ですが、アフリカでは常在的に、ロシア及びアジアでも発生が確認されているため、今後とも、海外からの侵入に対する警戒を怠ることなく、**本病の発生予防**に努めることが重要です。

なお、ASFは豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。  
また、**現在、我が国で発生しているCSFとは、全く別の病気です。**詳しくはこちら。



# 狂犬病予防法



## 狂犬病予防法の解説

『狂犬病予防法』の目的は、「この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ること（第1条）」であり、また、この法律は、第1章から第5章までの29条と附則から構成されています。

この法律の第7条で、輸出入にかかる検疫に関する事務は、農林水産大臣の所管とされ、その実務は、動物検疫所が行っています。

検疫対象動物は、犬、猫、あらいぐま、きつね及びスカンクとされ、その検疫に関する事項については、農林水産省令である『[犬等の輸出入検疫規則](#)』で規定されています。

### 狂犬病予防法

#### （目的）

第1条 この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

#### （適用範囲）

第2条 この法律は、次に掲げる動物の狂犬病に限りこれを適用する。ただし、第二号に掲げる動物の狂犬病については、この法律の規定中第7条から第9条まで、第11条、第12条及び第14条の規定並びにこれらの規定に係る第4章及び第5章の規定に限りこれを適用する。

#### 一 犬

二 猫その他の動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及びあひる（次項において「牛等」という）を除く）であつて、狂犬病を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるもの

第2条 2 犬及び牛等以外の動物について狂犬病が発生して公衆衛生に重大な影響があると認められるときは、政令で、動物の種類、期間及び地域を指定してこの法律の一部（前項第二号に掲げる動物の狂犬病については、同項ただし書に規定する規定を除く。次項において同じ）を準用することができる。この場合において、その期間は、一年を超えることができない。

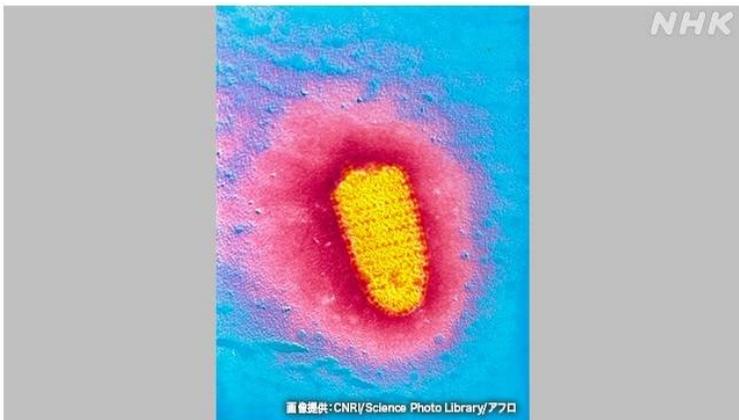
#### 中略

#### （輸出入検疫）

第7条 何人も、検疫を受けた犬等（犬又は第二条第一項第二号に掲げる動物をいう。以下同じ）でなければ輸出し、又は輸入してはならない。

第7条 2 前項の検疫に関する事務は、農林水産大臣の所管とし、その検疫に関する事項は、農林水産省令でこれを定める。





## 狂犬病の患者を確認 国内で14年ぶり フィリピンで感染か

2020年5月22日 20時18分

愛知県豊橋市はフィリピンから来日し、市内の医療機関を受診した患者が狂犬病と確認されたと発表しました。国内で狂犬病の患者が確認されたのは14年ぶりです。



狂犬病と確認されたのは、ことし2月にフィリピンから来日した患者で、豊橋市は年齢や性別、国籍は公表していません。

患者は今年11日に足首の痛みがあり、その後、腹痛やおう吐などの症状が出て、今年18日に市内の医療機関を受診し、集中治療室に入院しました。

患者の検体を、国立感染症研究所に送って検査したところ、22日、狂犬病の感染が確認されました。患者の家族は、去年9月ごろにフィリピンで犬に足首をかまれたと、話しているということで、市では、フィリピンで感染したとみています。

厚生労働省によりますと狂犬病は、ウイルスに感染した犬や猫などにかまれることで感染し、通常、人から人に感染することはないということです。

また、感染してすぐにワクチンを接種すれば発症を防ぐことができますが、接種しないと多くは1か月から3か月、長い場合は1年以上たってから発症することがあります。

発症すると有効な治療法がなく、ほぼ100%の患者が亡くなるということです。

国立感染症研究所によりますと、国内で狂犬病の患者が確認されたのは、2006年にフィリピンから帰国した2人の感染が報告されて以来、14年ぶりです。

### 狂犬病とは

狂犬病はウイルスが原因の病気で、犬だけでなく猫やコウモリなどウイルスに感染した動物にかまれ、唾液中のウイルスが傷口から体の中に入ることによって感染します。

感染してすぐにワクチンを接種すれば発症を防ぐことができますが、ワクチンを接種しないと多くは1か月から3か月、長い場合は1年以上たってから発症することがあります。

発症すると強い不安感や一時的な錯乱などの精神症状や、けいれんやまひなどの神経症状が出て、有効な治療法がないためほぼ100%の患者が亡くなります。

感染症に詳しい国立三重病院の谷口清州医師によりますと、狂犬病が人から人に感染した報告はないものの、感染した人の唾液にはウイルスが含まれるので、濃厚接触した人は速やかにワクチンを接種することが重要だとしています。



狂犬病再侵入-日本国内における感染と発症のシミュレーション  
神山恒夫、  
2008/03/20、  
(株)地人書館





# 感染症予防法

# 1950年以後のエマージングウイルス

年代	病気(原因ウイルス)	発生国	自然宿主
1957	アルゼンチン出血熱(フニンウイルス)	アルゼンチン	ネズミ
1959	ボリビア出血熱(マチュポウイルス)	ブラジル	ネズミ
1967	マールブルグ熱(マールブルグウイルス)	ドイツ	?
1969	ラッサ熱(ラッサウイルス)	ナイジェリア	マストミス
1976	エボラ出血熱(エボラウイルス)	ザイール	オオコウモリ
1977	リフトバレー熱(リフトバレーウイルス)	アフリカ	羊、牛など
1981	エイズ(ヒト免疫不全ウイルス)	アフリカ	チンパンジー?
1982	出血性大腸菌症(大腸菌O157:h7)	アメリカ	牛
	ライム病(ライム病スピロヘーター)	アメリカ	野生齧歯目?
1983	ヒト免疫不全症候群(HIV-1)	アメリカ	チンパンジー
1986	ヒト免疫不全症候群(HIV-2)	アメリカ	霊長類
1991	ベネズエラ出血熱(グアナリトウイルス)	ベネズエラ	ネズミ
1992	コレラ(ビブリオコレラO139)	インド	ヒト固有の病気
1993	クリプトスポリジウム症(クリプトスポリジウム)	アメリカ	牛
1994	ブラジル出血熱(サビアウイルス)	ブラジル	野生齧歯目?
	ヘンドラウイルス病(ヘンドラウイルス)	オーストラリア	オオコウモリ、ウマ
1995	カボジ肉腫(ヘルペスウイルス8型)	アメリカ	ヒト固有の病気
1996	変異型クロイツフェルトヤコブ病(BSEプリオン)	イギリス	牛
	リッサウイルス狂犬病(オーストラリアコウモリリッサウイルス)	オーストラリア	コウモリ
1997	高病原性鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザウイルス)	香港	カモ、ニワトリ
1998	ニパウイルス(ニパウイルス)	マレーシア	オオコウモリ、ブタ
1999	ウエストナイル熱(ウエストナイルウイルス)	アメリカ	野鳥
2003	SARS(SARSコロナウイルス)	中国	コウモリ
	サル痘(サル痘ウイルス)	アメリカ	齧歯類
2004	高病原性鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザウイルス)	アジア各国	カモ
2020	新型コロナウイルス(COVID-19)	中国	コウモリ

1950年以後のエマージングウイルス(山内一也「ウイルスと人間」を元に作成)／「感染症の世界史、石弘之、2018/1/25、角川ソフィア文庫」および「狂犬病再侵入、神山恒夫、2008/3/20、地人書館」を統合



人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

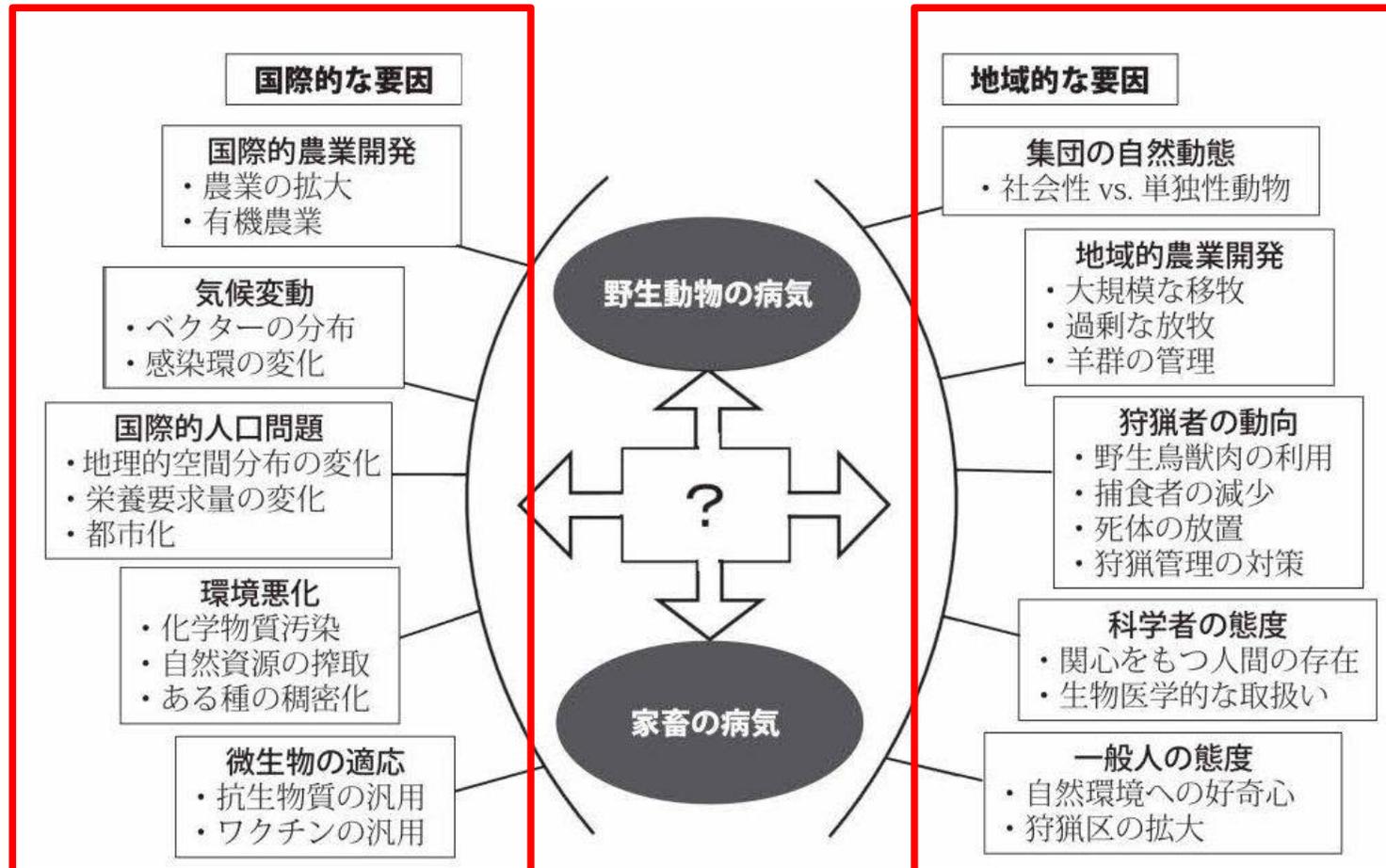


# 要因とインパクト



## 家畜と野生動物の間を行き来する感染症

村田浩一

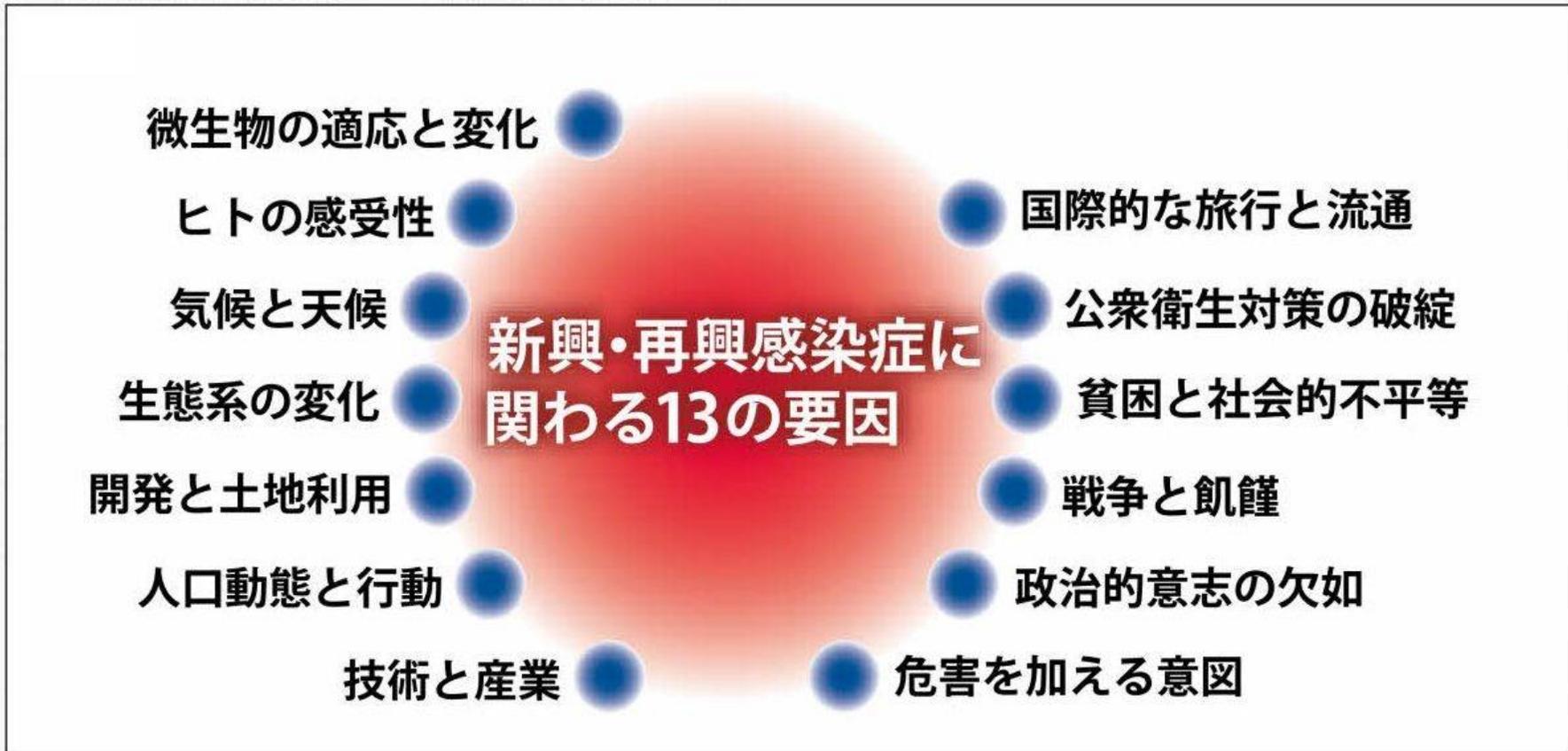


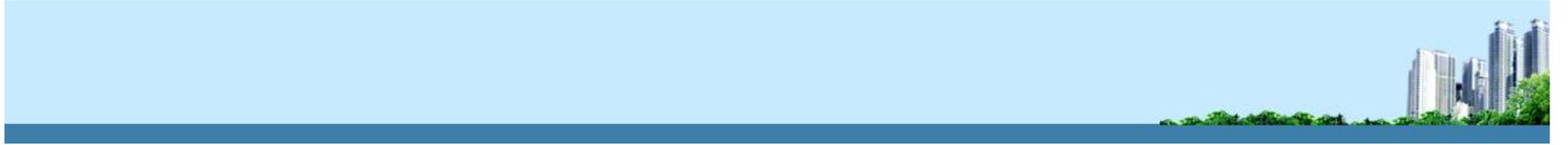
病気を対象とした場合の「家畜と野生動物のインターフェイス（相互作用）」に影響を与える多様な要因 [9]。感染症の監視・制御を行う場合には、これだけの要因を考慮に入れる必要がある。

淡水域や海洋についても様々な要因があると思います。

# 「ヒトとウイルス」共生と 闘いの物語

米国医学研究所が出した新興・再興感染症に関わる13の要因。「微生物の適応と変化」を除く12項目はすべて人間が要因に関わっている。





# 改善に向けたアプローチ



WHAT IS  
**#ENDTHE  
TRADE**

## 野生生物(特に哺乳類や鳥)の市場での商業取引 や販売を止める賛同署名のページ

The Coalition to End the Trade aims to help ensure this never happens again by addressing the likely cause of this pandemic and others: the commercial trade and sale in markets of wild terrestrial animals (particularly mammals and birds), for consumption. The commercial trade of wild terrestrial animals gives pathogens that have evolved with animals the perfect opportunity to jump to new hosts—humans—and spread through a globalized population.

Here's how you can help:

DECLARATION ENDORSED BY:



7/18

2020/05/11 9:10

贊同团体急增中！



2020/05/11 9:10



9/18

2020/05/11 9:10



16/18

2020/05/11 9:10



11/18

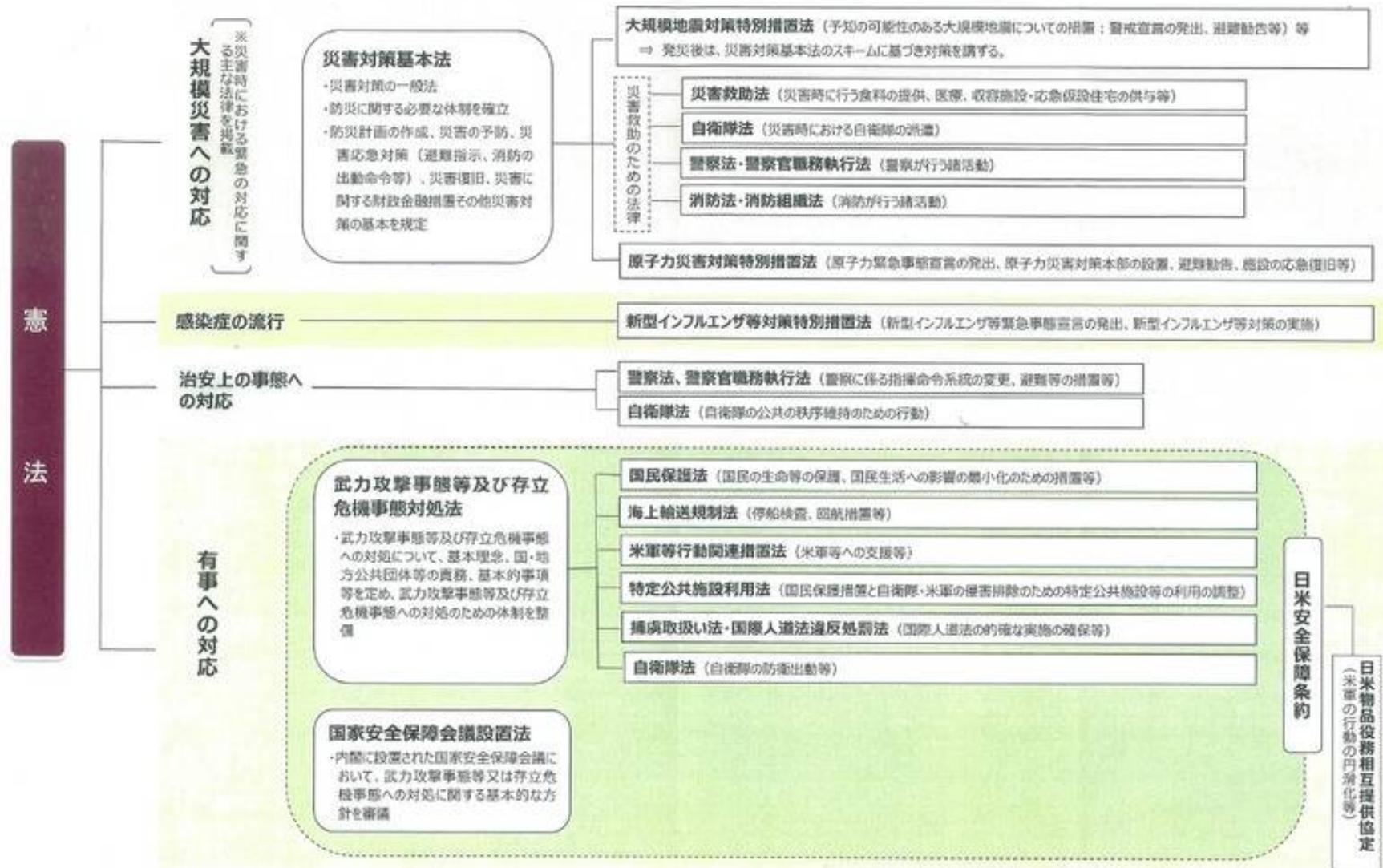
2020/05/11 9:10



12/18

2020/05/11 9:10

現行法における危機対応法体系図



出典：災害対策制度研究会編『図解日本の防災行政（改訂版）』ぎょうせい（平成 16 年 11 月）、『日本の防衛－防衛白書－』ぎょうせい（平成 20 年度版・平成 22 年度版）

## 【最後に】

感染症と生物多様性について、様々な角度から概観してきました。生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)の開催に向けて2050年に「自然との共生」という目標を実現するための「感染症と生物多様性」を考えることは今後、ますます重要になってくると思います。そして、国内では日本の自然や世界の自然を保全する為には、**感染症の関係法令を一括改正**する必要があります。この改正は、普及、啓発、教育まで、幅広い見直しが必要になります。

斬新な提案：2022年は、リオサミットから30年。この際、ポスト・リオサミット、新たな地球環境サミットを開催すべきでは？



自然との共生のあり方:最初に、7都府県対象に、緊急事態宣言が出されました。これは、東京や大都市圏に集中する一極集中の問題がクローズアップされた形になりました。そして、全国に宣言が出され、テレワークなどの在宅勤務が推奨されました。都市部に集中しなくても在宅勤務という新しいライフスタイルの始まりと言えるでしょう。環境省が進める「地域循環共生圏」は、今後、リスク回避に向けて、一極集中から「Uターン」「Jターン」「Iターン」が進むことになるでしょう。

自然との共生を「感染症の世界史」を書いた石弘之さんは、「地球に住むかぎり、地震や感染症から完全に逃れるすべはない。地震は地球誕生からつづく地殻変動であり、感染症は生命誕生からつづく生物進化の一環である。」と述べています。

**予防原則(環境リスク回避や科学的根拠):**環境と開発に関する国際連合会議(1992)で環境と開発に関するリオ宣言がまとめられました。その第15原則、予防的な取り組み方法は、これから地球規模で徹底してゆく必要があると思います。日本は、予防原則がほぼ機能していない現状があります。予防原則を環境法に取り入れる方策(「予防原則」の法理—環境法における論議から—)や「論説 予防原則の意義—農林水産省」など論文として出されていますね。

# 日本自然保護協会：アフターコロナ社会への7つの提案 ～”One Health”自然と人間がともに健康になる新たな社会の構築に向けて～

## 1. コロナ危機に立ち向かった人々を称え、市民社会の力を高めよう

危機の間のエッセンシャルワーカー\*\*の方々の献身的な対応を称え、営業自粛や外出自粛などの困難を伴う感染拡大防止に取り組んだ市民社会の力をさらに高めよう。

## 2. コロナ危機の混乱を記録し、学び、次の社会に活かそう

甚大な犠牲に報い、次の危機に備えるために、どのようなことが起きたか、どのように判断し対処してきたか、何が功を奏し何が失敗であったかを、未来のために記録し活かそう。

## 3. 今後の社会・経済の復興を、持続可能な社会の発展につなげよう

コロナ危機がもたらした経済の悪化に対し、20世紀型の公共開発事業や、化石燃料・原子力に頼るエネルギー開発、過剰な自然資源利用ではなく、生物多様性の保全や脱プラスチック・脱炭素社会につながる施策で、社会と経済の再活性化を目指そう。経済・金融のあらゆるルールとガバナンスを見直し、持続可能な社会の発展の目標(SDGs\*\*\* )に向けて再スタートしよう。

## 4. 新たに生まれたライフスタイルの可能性を育てよう

オンラインでつながるコミュニケーションの推進や、ワークライフバランスを見直すことで生まれた時間で、身近な自然に目をむけよう。自然とふれあえる喜び、健康で充実した生活、自然環境の保全に貢献するライフスタイルを作り上げよう。

## 5. エネルギー、食料、生活用品などを地域でまかなえる新たな社会を構築しよう

地域分散型社会、地域循環共生圏、地産地消システムの考えにもとづいて、大都市一極集中を見直そう。地域の社会と文化と自然を活かし、私たちの暮らしに必要なものは可能な限りまかなえる新たな地域づくりを進めよう。

## 6. 人と自然の新たな関係を構築しよう

人と自然の新たな関係を構築するために、国土や地域の土地利用計画などの再検討、様々な自然保護地域の充実、マストツーリズムの観光から環境収容力を超えないエコツーリズムへの転換など、生物多様性の保全を効果的に進めよう。

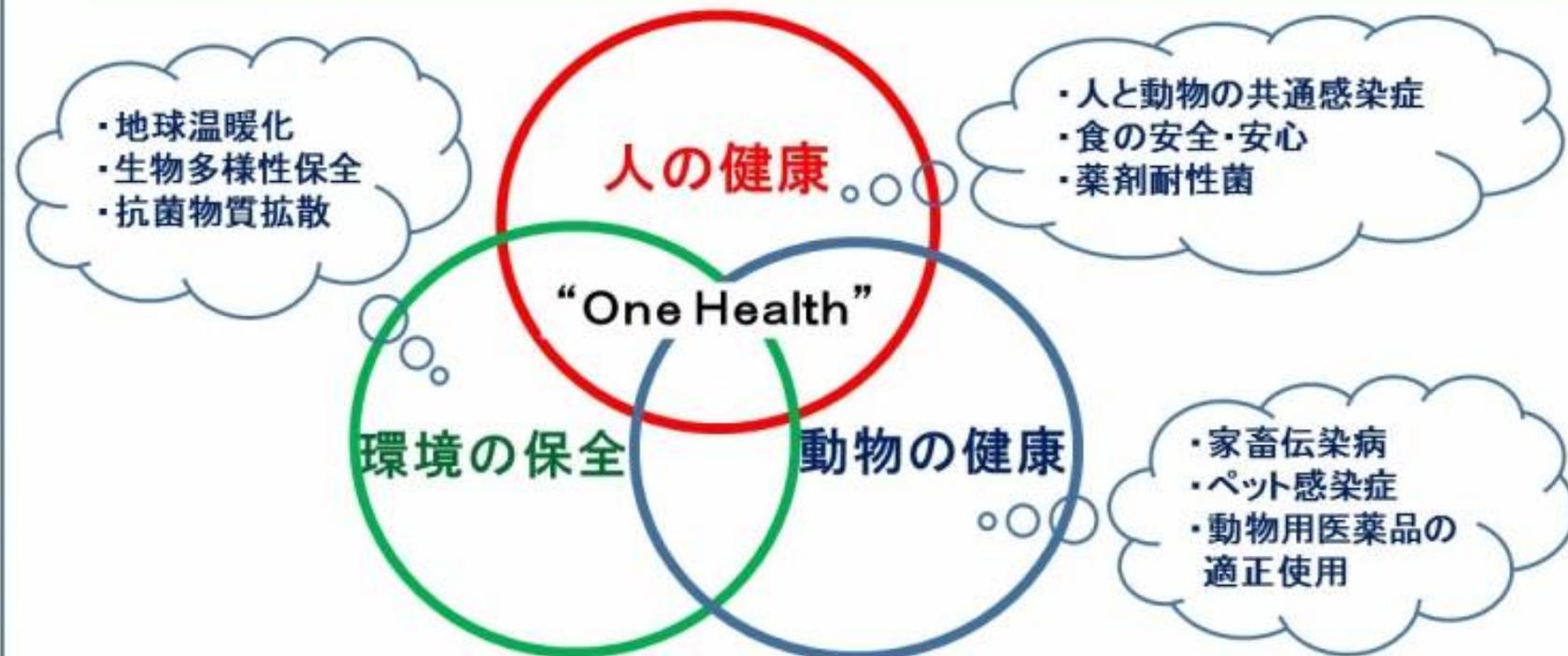
## 7. 未来のコロナ危機の発生と拡大の防止に世界全体で取り組もう

未来のコロナ危機の発生と拡大を防ぐため、海外における野生動物の違法捕獲や不適切な利用、森林伐採による農地の拡大・利用を変えていこう。そのために日本社会の生産活動や消費活動を見直そう。また、家畜を含めた感染症対策と外来種対策に、人と予算を投じ、適切な体制を整えよう。

# ワンヘルスの理念

## “One Health”の理念

人と動物の健康と環境の保全を担う関係者が緊密な協力関係を構築し、分野横断的な課題の解決のために活動していこうとする考え方





# 社会構造をどう変えるべきか？

- ✓ アフターコロナでもウィズコロナでもない、自然と人間のより良い社会へ
- ✓ **成長志向型産業社会から生命持続型社会 (Life Sustaining Society) へ**
- ✓ 「**グリーンリカバリー (Greenrecovery)**」EU加盟国12ヶ国の大臣とグローバル企業39社CEOは4月14日、新型コロナウイルス・パンデミックでの経済対策で気候変動を重視することを要求する協働イニシアチブ「グリーンリカバリー (Greenrecovery)」を発足した。欧州議会議員79人、業界団体の代表28人、NGOの代表7人、シンクタンクの代表6人も発足に参加。政官財のリーダーたちが結集し、経済支援策を通じてさらに気候変動ファイナンスを加速させる意思を示した。**三本柱: ①気候中立、②生物多様性の回復、③食と農業システムの見直し**
- ✓ **ダムの撤去による自然再生と地方活性化を図るなど、日本型グリーンニューディールを目指す。**
- **足立直樹(株式会社レスポンスアビリティ): 残念ながら、カーボン以上に生物多様性に関して日本企業は反応が悪い(遅い)状況。このままでは気候変動のときの二の舞になり、日本企業は1周遅れが2周遅れになり、国際的な競争力を失うだろう。**